

糸魚川市

過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年8月一部変更(軽微な変更)

新潟県糸魚川市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	糸魚川市の概況	1
ア	自然的条件の概要	
イ	歴史的条件の概要	
ウ	社会的、経済的条件の概要	
エ	糸魚川市における過疎の状況	
オ	産業構造の変化と社会経済的発展の方向	
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と動向	
イ	産業構造の推移と動向	
(3)	市行財政の状況	5
ア	行政の状況	
イ	財政の状況	
ウ	公共施設の整備状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	12
(3)	計 画	13
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	13
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
ア	農林水産業	
イ	鉱工業	
ウ	商業	
エ	観光又はレクリエーション	
オ	雇用環境	
(2)	その対策	18
ア	農林水産業	
イ	鉱工業	
ウ	商業	
エ	観光又はレクリエーション	
オ	雇用環境	
カ	他の市町村との連携	
(3)	計 画	21
(4)	産業振興促進事項	22
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	22
4	地域における情報化	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計 画	23

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
5 交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1) 現況と問題点	24
ア 市道及び国・県道等	
イ 交通確保対策	
(2) その対策	26
ア 市道及び国・県道等	
イ 交通確保対策	
(3) 計 画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
6 生活環境の整備	30
(1) 現況と問題点	30
ア 水道施設	
イ 下水道施設	
ウ 環境保全と資源循環社会	
エ 消防防災・防犯	
オ 住宅・宅地の整備	
カ 未利用公共施設の管理	
(2) その対策	34
ア 水道施設	
イ 下水道施設	
ウ 環境保全と資源循環型社会	
エ 消防防災・防犯	
オ 住宅・宅地の整備	
カ 未利用公共施設の管理	
(3) 計 画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(1) 現況と問題点	38
ア 児童福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者等福祉	
エ 市民の健康増進	
(2) その対策	40
ア 児童福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者等福祉	
エ 市民の健康増進	
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
8 医療の確保	44
(1) 現況と問題点	44
ア 地域医療	
イ 救急医療	
(2) その対策	44
ア 地域医療	
イ 救急医療	
(3) 計 画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45

9	教育の振興	46
(1)	現況と問題点	46
	ア 就学前教育・学校教育	
	イ 生涯学習	
	ウ 生涯スポーツ	
(2)	その対策	48
	ア 就学前教育・学校教育	
	イ 生涯学習	
	ウ 生涯スポーツ	
(3)	計 画	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	50
10	集落の整備	51
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
	ア 自治組織・機能の充実	
	イ 暮らしやすい生活圏の形成	
(3)	計 画	52
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	52
11	地域文化の振興等	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
	ア 地域固有の歴史・文化の継承と活用	
	イ 芸術文化の振興	
(3)	計 画	54
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	54
12	再生可能エネルギーの利用の促進	55
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	55
(3)	計 画	55
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	55
	事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	56

1 基本的な事項

(1) 糸魚川市の概況

ア 自然的条件の概要

当市は、新潟県の西端部に位置し、北は日本海、西は富山県、東は上越市、南は長野県及び妙高市にそれぞれ接し、北アルプス連峰に連なる県内最高峰の小蓮華山（2,766m）や頸城連峰の活火山である新潟焼山（2,400m）が連なっています。中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、親不知子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園の2つの国立公園と3つの県立自然公園をはじめ、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源などの地域資源が豊富で、フォッサマグナについては、日本列島形成にかかわる世界的な学術資源であるとともに、市内全域に地質に基づくジオエリアを有する糸魚川ジオパークが国内初の世界ジオパーク認定を受け、平成27年11月には、世界ジオパークの活動がユネスコの正式事業になりました。

総面積は746.41㎢で、能生川、早川、海川、姫川、青海川などの流域や河口部の平地に集落や市街地が形成されていますが、総面積の94.2%を急峻な山林原野が占め、地形上全国でも有数の地すべり地帯となっています。

気候は大別して海岸部と山間部に分かれ、海岸部では暖流の影響もあり、比較的雪は少ないものの、山間部では北陸地方特有の豪雪地帯で積雪は4mにも達し、根雪期間は12月から翌年4月までと長く、これら厳しい自然条件から地域の発展が制約されています。

イ 歴史的条件の概要

当市は、平成17年3月19日に旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が新設合併し、誕生しました。

旧1市2町においては、明治34年にそれまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、3町15村となりました。

昭和29年には、昭和の大合併により、旧糸魚川市では、昭和29年6月1日に1町8村が合併し糸魚川市となり市制を施行しました。昭和29年10月1日には、今井村の一部が旧糸魚川市に編入されました。旧能生町では、昭和29年10月1日に、能生町、能生谷村、磯部村、木浦村の1町3村が合併し、新たに能生町となりました。また、旧青海町では昭和29年10月1日に、歌外波村、市振村、上路村及び今井村の一部が青海町に編入され、新たに青海町となりました。このような経緯を経て、旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町の1市2町が形成されました。

ウ 社会的、経済的条件の概要

道路交通は、市を東西に横断する北陸自動車道及び一般国道8号と、長野県大町市とを結ぶ一般国道148号が広域幹線道路網として位置付けられ、市民生活や経済活動

の動脈として大きな役割を担っています。

鉄道は、平成 27 年 3 月に市域を東西方向に横断する形で北陸新幹線が開通し、それと並行して第 3 セクターえちごトキめき鉄道株式会社の日本海ひすいラインが配置され、令和 3 年 3 月には日本海ひすいラインにえちご押上ひすい海岸駅が開業しました。南北方向には、J R 西日本が運行する大糸線が配置されています。

産業は、地元で採掘される良質な石灰石を原材料にした資源利用型の化学・セメント産業が基幹産業となっており、姫川下流にある地方港湾唯一のリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）の姫川港が、石灰石（碎石）やセメント等の鉱工業製品や原燃料の輸出入に大きな役割を果たしています。

エ 糸魚川市における過疎の状況

昭和 50 年には旧 1 市 2 町で国勢調査人口が 62,900 人でしたが、平成 17 年 49,844 人、平成 27 年 44,162 人、令和 2 年 40,765 人となり、昭和 50 年以降の 45 年間に 22,135 人、35.2%の人口が減少しました。また、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口は 37,617 人で、令和 2 年との比較では 7.7%減少し、依然として人口減少が続いています。

人口の動きを地域別にみると、市内全域で人口減少が見られるものの、特に山間豪雪地の集落での人口の減少が大きく、過疎化が進み、担い手不足などにより地域の活力が低下し、集落機能の維持すら困難な地域もあります。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯の増加も課題となっています。

このような過疎化の原因は、昭和 30 年代後半からの経済の高度成長等社会構造の大きな変貌によることが最大の理由ですが、高学歴化や就業等に対する価値観の多様化に伴い、若者の要望に合う就業の場が少ないこと、生活環境全般における都市的サービス機能の不足や商業・娯楽施設等のにぎわいの場の集積がなされている都市との格差などによる若年層を中心とした人口の流出のほか、近年は出生数の減少も大きな要因となっています。

これまで旧能生町及び旧青海町では、過疎地域対策関連法に基づき事業を実施し、平成 17 年 1 市 2 町による市町村合併後は市全域が過疎地域として指定され、交通通信網、消防施設、文教施設、生活環境の整備等の過疎対策に成果を上げてきました。また、美しい自然や温かな人間性など過疎地域が持つ貴重な財産を活用し、海・山・温泉を中心とした観光に力を注ぎ、徐々に地域の活性化が図られています。

今後も引き続き、若者の定着に向けた就業支援、農林水産業の基盤整備、多様な担い手の確保・育成と併せ、地域産業の育成・支援、地域の実情に合った優良企業の誘致や起業化を図り、地域の持続的発展を推進しなければなりません。

オ 産業構造の変化と社会経済的発展の方向

昭和 50 年の国勢調査における就業人口の割合は、第 1 次産業が 29.0%、第 2 次産業が 31.3%、第 3 次産業が 39.6%でしたが、令和 2 年の国勢調査では、第 1 次産業が 5.1%、第 2 次産業が 35.5%、第 3 次産業が 59.1%と第 1 次産業の構成比が大幅に減

少しています。

地域の産業や観光などの経済活動と新たな地域間の交流活動の活発化とともに、環日本海時代の交流進展と北陸新幹線による拠点性を高め、十字型に結ぶ経済圏の確立を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期完成が求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和50年（1975年）国勢調査では62,900人を数えた人口も表1－1(1)のとおり出生数の減少と人口流出が続き、令和2年国勢調査では40,765人となり、昭和50年に比べて35.2%減少しました。

特に、29歳までの年少・若年者人口の減少が著しい一方、65歳以上の高齢者の比率は昭和50年に10.9%であったものが、令和2年（2020年）には40.0%と著しく増加し、今後もこの傾向は続くことが想定され、過疎対策とともに少子高齢化社会への対応が重要な課題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年（2050年）には人口が22,382人まで減少すると推計されており、急激な人口減少に歯止めをかける取組とともに、人口減少に対応したまちづくりが必要となっています。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 62,900	人 56,803	% △ 9.7	人 49,844	% △ 12.3	人 44,162	% △ 11.4	人 40,765	% △ 7.7
0歳～14歳	14,620	9,733	△ 33.4	6,181	△ 36.5	4,816	△ 22.1	4,005	△ 16.8
15歳～64歳	41,429	36,158	△ 12.7	28,284	△ 21.8	22,942	△ 18.9	20,213	△ 11.9
うち15歳～29歳(a)	11,634	8,242	△ 29.2	5,711	△ 30.7	4,495	△ 21.3	3,960	△ 11.9
65歳以上(b)	6,851	10,912	59.3	15,379	40.9	16,346	6.3	16,296	△ 0.3
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	% 14.5	—	% 11.5	—	% 10.2	—	% 9.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.9	% 19.2	—	% 30.9	—	% 37.0	—	% 40.0	—

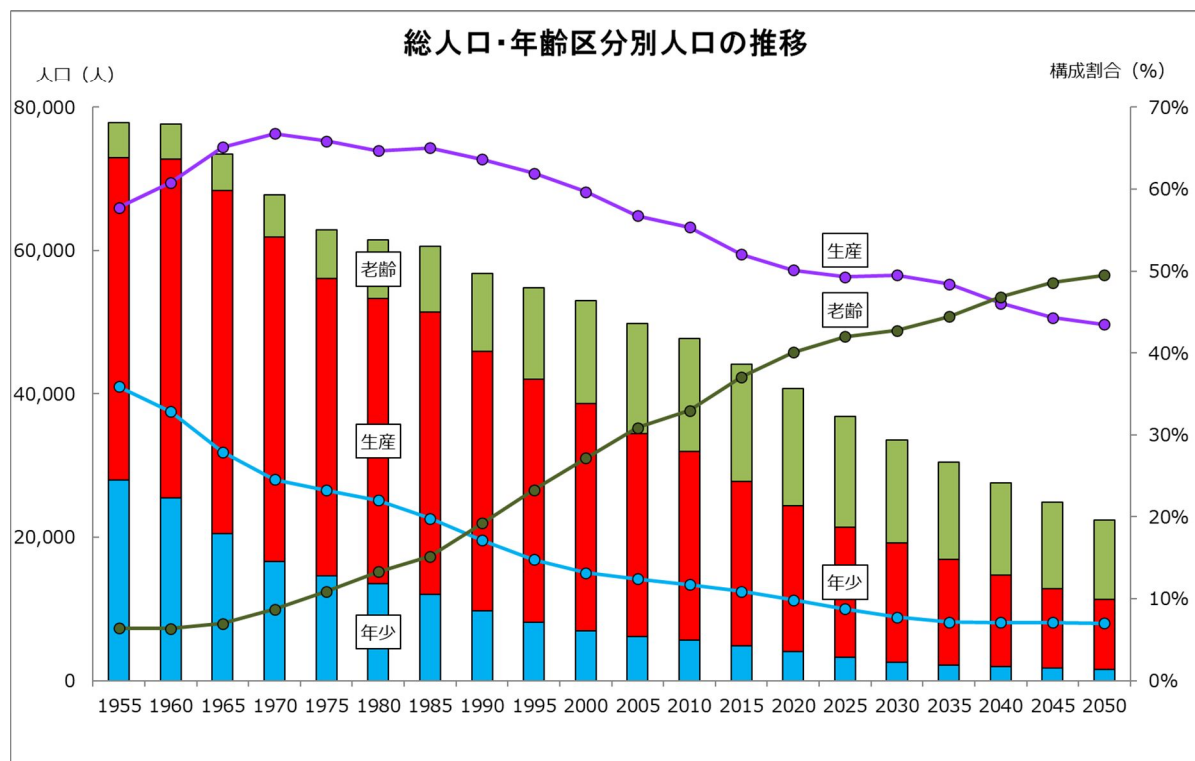
※総数欄は、年齢不詳を含む。

表1－1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成17年3月31日		令和2年3月31日			令和6年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 51,543	—	人 41,783	—	% △ 18.9	人 38,419	—	% △ 8.1	人 37,617	—	% △ 2.1
男	24,838	% 48.2	20,433	% 48.9	△ 17.7	18,825	% 49.0	△ 7.9	18,416	% 49.0	△ 2.2
女	26,705	% 51.8	21,350	% 51.1	△ 20.1	19,594	% 51.0	△ 8.2	19,201	% 51.0	△ 2.0

※外国人を含む。

表 1－1 (3) 人口の見通し



※1955年（昭和30年）から2020年（令和2年）は国勢調査の結果に基づく。

※2025年（令和7年）以降は2023年（令和5年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計人口に基づく。

イ 産業構造の推移と動向

令和2年国勢調査における就業人口は、第1次産業が1,013人、第2次産業が7,105人、第3次産業が11,825人となっています。全就業者数は、昭和50年では33,384人を数えていましたが、年々その数は減少し、令和2年では19,998人と、昭和50年から40.1%の減少となっています。

産業別就業人口の構成比は、令和2年国勢調査では、第1次産業が5.1%、第2次産業が35.5%、第3次産業が59.1%となっており、特に第1次産業は昭和35年の47.4%から大幅に減少しています。

表 1－1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,384	人 29,952	% △ 10.3	人 24,729	% △ 17.4	人 21,510	% △ 13.0	人 19,998	% △ 7.0
第1次産業 就業人口比率	% 29.0	% 13.4	—	% 8.5	—	% 5.9	—	% 5.1	—
第2次産業 就業人口比率	% 31.3	% 41.6	—	% 37.3	—	% 35.5	—	% 35.5	—
第3次産業 就業人口比率	% 39.6	% 45.0	—	% 54.2	—	% 58.2	—	% 59.1	—

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

少子化と若者の流出による人口の減少、高齢化の急速な進行、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、市民との協働のまちづくりを進めるとともに、簡素で効率的な行政体制の確立と財政基盤の強化を推進する必要があります。

また、糸魚川市総合計画を着実に推進し、持続可能なまちづくりを進めるためには、健全かつ効果的・効率的な行財政運営が必要です。そのため、「成果を重視した持続可能な行政経営」を基本方針とし、次の3項目を重点推進項目として、行政改革を積極的に推進します。

(7) 効率的で効果的な行政サービス

目的を明確にし、達成に向けた事務・事業の見直しや、市民目線に立った取組を積極的に進め、成果を重視した効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、デジタル化の推進により、市民サービスの向上に努めます。

(4) 健全で持続可能な財政運営

確実な財源確保に努め、限りある財源の適切な配分と、事務・事業の効率的な実施による経費の縮減を図り、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

市民の理解を得ながら財政運営を進めるため、わかりやすい財政状況の公表に努めます。

(6) 人材の育成と職員の意識改革

多様化・専門化する行政需要や、社会環境の変化などによる行政課題に迅速かつ適切に対応するため、組織・機構の見直しの推進と、人材の育成・確保に努めるとともに職員の意識改革に取り組みます。

イ 財政の状況

当市の財政規模は、令和6年度の普通会計歳入決算額では300億8,530万3千円で、令和2年度に比べて14.2%減少しています。

歳入のうち、自主財源である市税は73億3,853万7千円で、歳入全体に占める割合は24.4%であり、当市の財政は、地方交付税(30.1%)、国庫支出金(9.7%)、県支出金(6.8%)、地方債(5.1%)に大きく依存しています。また、歳入総額に占める一般財源の割合は76.1%です。

歳出では、令和6年度決算は279億6,524万7千円で、令和2年度に比べ15.9%減少しています。

このうち投資的経費は29億1,644万9千円で、歳出総額の10.4%を占めています。うち普通建設事業費は22億7,557万1千円で、歳出総額の8.1%を占めており、このうち単独事業費が占める割合は、48.7%です。

義務的経費については、令和6年度歳出総額に占める割合は44.2%であり、令和6年度末の地方債の現在高は327億1,115万3千円となっています。

財政構造の弾力性を指数でみると、令和6年度の経常収支比率は97.3%であり、財政の硬直化が顕著です。

今後も人口の減少や景気状況などによる地方税収入の伸び悩みや地方交付税の減少など、引き続き財源不足が生じるものと思われます。また、借入金の着実な償還により、実質公債費比率は健全化基準以下、将来負担比率は減少傾向ではありますが、今後の公共施設の老朽化への対応、子育て支援施設や小中学校の適正配置に伴う整備等をふまえると、引き続き施設の適切な管理や整備を行うと同時に、過疎対策事業債など交付税等の財政措置がある地方債を積極的に利用し、財政負担の軽減に努める必要があります。

一方、少子高齢化社会に向けた地域福祉サービスの充実、資源循環型社会の構築などの生活関連社会資本の整備など、今後とも財政の健全性を保ちながら、的確な施策を実施していくことが期待されています。さらに、義務的経費等の経常経費の節減と合理化を図り、住民の要望に応え、地域共通の課題を解決できるような財政構造にするように努めていかなければなりません。

表 1－2 (1) 市町村財政の状況（普通会計）

単位:千円			
区 分	令和2年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額 A	35,068,715	29,144,069	30,085,303
一般財源	21,042,324	22,392,584	22,908,195
国庫支出金	7,246,075	2,284,030	2,185,621
都道府県支出金	2,094,561	1,648,003	1,739,457
地方債	2,789,300	1,387,600	1,477,300
うち過疎債	1,639,400	842,600	704,400
その他	1,896,455	1,431,852	1,774,730
歳出総額 B	33,265,357	26,895,765	27,965,247
義務的経費	11,241,218	12,365,221	12,373,964
投資的経費	5,713,704	2,793,046	2,916,449
うち普通建設事業費	4,516,041	2,406,139	2,275,571
その他	16,310,435	11,737,498	12,674,834
過疎対策事業費	5,315,703	3,107,340	3,240,576
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,803,358	2,248,304	2,120,056
翌年度へ繰越すべき財源 D	440,008	445,001	235,527
実質収支 C-D	1,363,350	1,803,303	1,884,529
財政力指数	0.468	0.468	0.477
実質公債費比率	11.6	12.4	13.0
経常収支比率	92.9	96.5	97.3
将来負担比率	83.6	50.7	43.4
地方債残高	42,148,034	35,434,256	32,711,153

ウ 公共施設の整備状況

主要公共施設の整備状況は、表 1－2 (2)のとおりです。

市道については、令和 6 年度末実延長が 843,629m あり、そのうち改良済延長が 437,826 m で改良率 51.9% となっています。また、舗装済延長が 608,721m で舗装率は 72.2% です。

農林道については、令和 6 年度末の農道の延長が 257,384m、林道の延長が 228,535m となっています。

水道については、令和 6 年度末現在の水道普及率は 99.1% となっています。

下水道については、公共下水道が昭和 63 年 3 月に能生地域、平成元年に青海地域、平成 5 年に糸魚川地域で供用を開始しました。公共下水道以外の区域は、一定の集落単位による集合処理方式の農業集落排水や漁業集落排水事業を実施し、それ以外の区域においては合併浄化槽事業を進めてきました。令和 6 年度末現在の汚水処理人口普及率は 96.8%、水洗化率は 98.0% となっています。

また、医療については、令和 6 年 10 月 1 日現在、病院 2 施設 259 病床、一般診療所 28 施設 0 病床、歯科診療所 15 施設であり、令和 2 年と比べ、一般診療所が 4 施設、歯科診療所が 2 施設減少しました。一般診療所のうち、市が運営する施設は 4 施設です。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	令和元 年度末	令和2 年度末	令和3 年度末	令和4 年度末	令和5 年度末	令和6 年度末
市町村道						
延長 (m)	840,943	842,516	843,240	843,466	843,523	843,629
改良率 (%)	51.7	51.8	51.8	51.9	51.9	51.9
舗装率 (%)	71.9	72.0	72.1	72.1	72.2	72.2
農道						
延長 (m)	254,471	254,514	254,545	254,545	254,545	257,384
林道						
延長 (m)	226,066	226,169	227,016	227,444	228,079	228,535
水道普及率 (%)	98.8	99.0	99.0	99.0	98.9	99.1
水洗化率 (%)	96.9	97.5	97.6	97.7	97.9	98.0
人口千人当りの病院、 診療所の病床数 (床)	7.7	7.8	8.0	8.1	8.3	-

※令和6年度末人口千人当りの病院、診療所の病床数は未発表

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とした人口減少による過疎化と高齢化は、地域社会、地域経済、生活環境に大きな変化をもたらしました。このため、これまで過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、下水道等生活環境の整備や福祉の増進を重点に、道路網の整備、教育文化の振興等に努めてきました。また、当地域が持つ貴重な地域資源を活用し、海・山・温泉を中心とした観光開発等、産業の振興にも力を注ぐことで、地域活性化や地域コミュニティの維持を図っております。

しかしながら、依然として過疎化の進行は収まらず、まちづくりの目標とする「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて、「人口減少対策」と「住み続けたいまちづくり」に取り組むことが重要です。このため、次の6つの分野別の基本方針に沿って取組を進め、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ります。

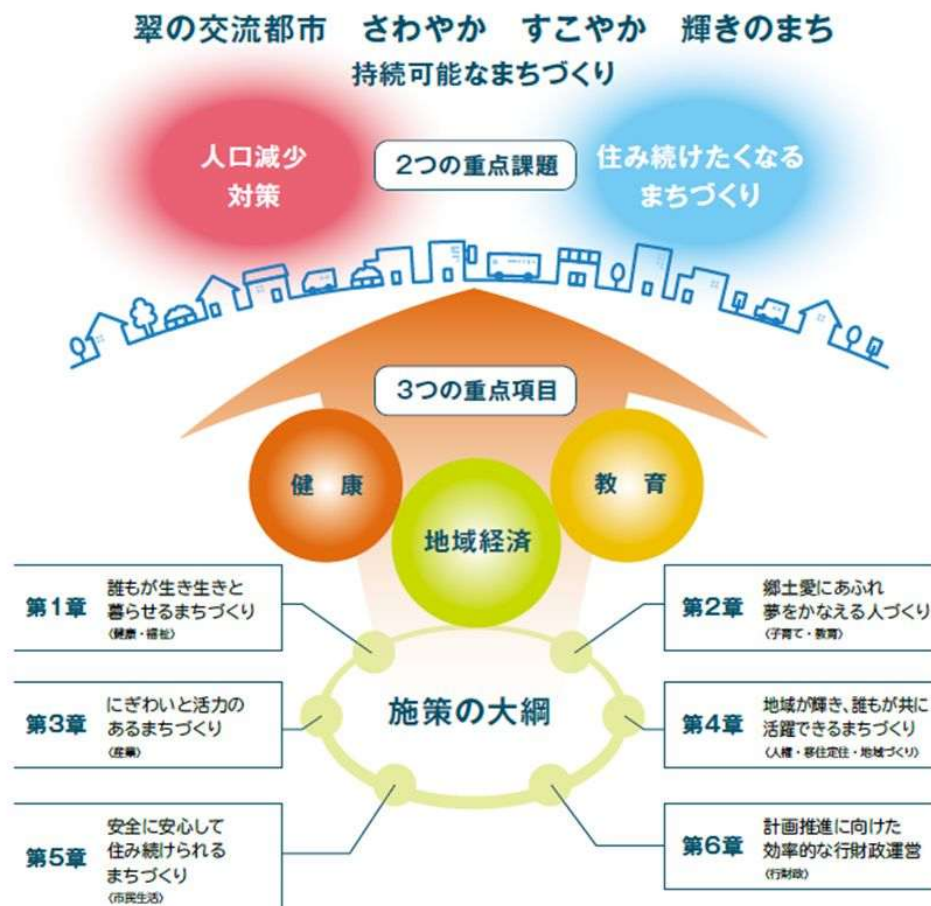
過疎対策事業の計画と実績

(単位：千円)

区分			総事業費	産業の振興	交通通信の整備	生活環境・福祉・医療の整備	教育文化の振興	集落の整備	その他
対策緊急措置法	S46 ～ S54	計画	3,498,528	460,846	1,186,219	900,012	940,651	10,800	0
		実績	3,398,912	488,751	1,209,922	945,144	846,825	8,270	0
		達成率(%)	97.2%	106.1%	102.0%	105.0%	90.0%	76.6%	—
振興特別措置法	S55 ～ H元	計画	10,274,679	1,604,880	2,315,660	2,802,500	3,551,639	0	0
		実績	10,878,379	1,630,905	2,609,664	4,183,694	2,454,116	0	0
		達成率(%)	105.9%	101.6%	112.7%	149.3%	69.1%	—	—
活性化特別措置法	H2 ～ H11	計画	25,214,024	7,861,380	4,934,049	8,974,695	3,331,707	0	112,193
		実績	28,572,539	9,856,530	5,302,640	10,383,547	2,915,326	0	114,496
		達成率(%)	113.3%	125.4%	107.5%	115.7%	87.5%	—	102.1%
自立促進特別措置法	H12 ～ H16	計画	13,013,186	1,775,126	3,030,951	5,001,619	2,827,629	28,270	349,591
		実績	10,427,798	2,274,354	3,002,749	3,703,490	1,291,556	28,270	127,379
		達成率(%)	80.1%	128.1%	99.1%	74.0%	45.7%	100.0%	36.4%
自立促進特別措置法	H17 ～ H21	計画	64,323,968	11,269,508	17,152,388	25,031,097	9,347,803	0	1,523,172
		実績	44,800,527	12,194,445	9,853,301	14,456,530	6,853,043	0	1,443,208
		達成率(%)	69.6%	108.2%	57.4%	57.8%	73.3%	—	94.8%
自立促進特別措置法	H22 ～ H27	計画	37,027,209	2,078,484	42,085,351	13,139,447	9,281,927	442,000	0
		実績	37,830,939	2,920,158	10,798,094	12,168,774	11,576,789	367,124	0
		達成率(%)	102.2%	140.5%	25.7%	92.6%	124.7%	83.1%	—
自立促進特別措置法	H28 ～ R2	計画	36,901,366	2,763,432	6,958,454	22,677,410	3,976,360	274,710	251,000
		実績	31,230,571	2,469,795	5,437,538	19,123,771	4,044,512	95,614	59,341
		達成率(%)	84.6%	89.4%	78.1%	84.3%	101.7%	34.8%	23.6%
自立促進特別措置法	R3 ～ R7	計画	13,250,809	5,479,933	437,830	5,005,122	1,948,081	92,175	287,668
		実績(※)	11,301,902	1,098,963	705,443	7,484,418	1,770,952	117,753	124,373
		達成率(%)	85.3%	20.1%	161.1%	149.5%	90.9%	127.7%	43.2%

※実績は令和3年度から令和6年度実績

◆まちづくりの目標



＜施策の大綱＞

① 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

保健や医療、福祉が連携した地域医療・福祉体制の充実を図るとともに、家族や地域による支え合いや助け合いの体制づくりに努めます。

健康の増進や生きがいがいづくりの充実を図ることで、こころと体の健康を維持し、人生100年時代を見据えた「誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」を進めます。

② 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

子どもの発達段階に応じて連続性を重視した「0歳から18歳までの子ども一貫教育」の充実に努め、地域全体が協働して、子育て支援と教育の取組を進めます。

次世代の担い手となる子どもたちが健やかに育ち、多様な学びや経験を通して、自分らしい生き方を実現するための力を育むとともに、全ての市民が地域社会の中で共に学び、共に成長し合う、「郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり」を進めます。

③ にぎわいと活力のあるまちづくり

今後、人口減少による地域経済の縮小が見込まれることから、地域内での経済循環と外貨を得る取組を進めるとともに、若者や女性の就業環境を整え、雇用の創出や担い手の確保を図る取組を進めます。

地域資源や交通・物流ネットワークを活用した新たな産業の創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を推進するとともに、観光資源を活用した交流人口の拡大を図り、「にぎわいと活力のあるまちづくり」を進めます。

④ 地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自治組織の役割は大変重要であり、地域ぐるみで住民が互いに支え合い、住民が主体となった自主自立の取組を促し、市民・地域・行政が将来を見据え、共に考え、共に行動する協働の取組が重要です。

地域を支えるリーダーなどの人材育成と地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組を進めるとともに、若者の定着や移住定住の促進により、「地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり」を進めます。

⑤ 安全で安心して住み続けられるまちづくり

市民誰もが住みよいまちを実現するためには、人口減少社会に対応した都市計画に基づくまちづくりが必要であり、宅地や公園、ガス・上下水道などの住環境の整備を進めます。

このほか、快適な市民生活や活気のある産業活動を支えるため、地域の実情やニーズに合った交通基盤の整備を進め、人々が暮らしやすい、「安全に安心して住み続けられるまちづくり」を進めます。

⑥ 計画推進に向けた効率的な行財政運営

持続可能なまちづくりに向けた各種施策を推進するため、健全な行財政運営に努めるとともに、市民との情報共有、まちづくりへの理解や参画につながる効率的・効果的な事業実施に向けて、行政改革を推進します。

厳しい財政状況や変化が激しい社会経済環境に的確に対応するため、一層簡素で効率的な行政の体制整備と財政基盤の強化を行い、積極的に行政改革を推進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画では、基本方針に沿って取組を進めるに当たり、第3次総合計画（令和4年3月策定）及び「第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月策定、令和7年3月改定）の人口目標値を基本目標として設定します。

人口目標値

区 分	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
人口 (人)	34,624	31,700	28,955	26,333	24,076
社会増減の改善 ※人口目標値を達成するために 必要な移動者増加数 (人)	168	353	574	826	1,149

資料: 第3次総合計画

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

多様な主体によるフォローアップ体制を整備し、毎年度に実施状況と施策・事業の効果を検証し、所要の見直しを行うPDCAサイクルを回すとともに、毎年度行政評価委員会において効果検証・評価を行い、本計画の推進を目指します。

(7) 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「糸魚川市公共施設等総合管理指針」は、公共施設等全体の現状を把握するとともに、中長期的な経費の見通しや課題を分析し、今後の公共施設等のあり方や管理に関する基本方針を定め、適正な配置及び管理を行うことを目的として策定しています。

指針では、これまでの単体的な公共施設等の整備方法から、今後は、中長期的な視点で横断的に公共施設等を再構築する「全体最適化」の考え方に転換し、総合的かつ計画的に管理していくこととし、4つの基本方針を定めています。

本計画においても、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら、基本方針に沿って必要な事業を適正に実施します。

基本方針1 社会情勢の変化に応じた適正配置を進める。

基本方針2 マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う。

基本方針3 長寿命化を図る。

基本方針4 財政負担を軽減・平準化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

近年、テレワークやリモートワークの浸透により、柔軟な働き方や暮らし方が志向されるようになってきている中で、当市においても、これまで首都圏での移住相談会等での情報発信や移住定住促進のための地域おこし協力隊の配置と併せて、地域における移住者受入研修による態勢整備、空き家の家財道具等処分及び取得費用の助成などにより、空き家の利活用を進めてきました。

今後は、移住希望者のニーズに沿った十分な情報提供や、関係人口の創出に向けて柔軟な働き方、暮らし方に対応した受入態勢も含めた更なる環境整備が必要です。

(2) その対策

- ・移住定住を促進するため、糸魚川の暮らし方などの情報発信のほか、住まいや就労などの相談体制の充実を図るとともに、暮らしの体験や就労体験メニューを用意し、円滑な移住定住につなげます。

- ・ワーケーションの推進により、関係人口の創出及びサテライトオフィスの誘致を促進します。

- ・テレワークなど多様で柔軟な働き方の創出を推進するため、受入施設等の整備を行います。

- ・若者の転出抑制や地元定着を図るため、新幹線通学する大学生等への通学費助成を行います。

- ・U I ターンする若者へ修学資金の返済金の一部を助成し、地元就職の促進及び新たな人材の確保を図ります。

- ・ふるさとの未来を担うこどもたちが、将来どこで暮らしていても、ふるさに誇りをもち、ふるさとと関わりを持ち続けることができるような郷土愛の醸成を図ります。

- ・創業支援や、子育て支援を充実させ、特に当市で減少傾向にある 20 歳から 40 歳までの子育て世代を呼び込み、バランスのとれた人口構成を目指します。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	多様な働き方推進事業	市 団体
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・就業支援金給付事業 内容：東京圏からの移住者への経済的支援 必要性・効果： 東京圏への人口の流出が進む中、東京圏から移住し、中小企業等に就職した場合などに移住支援金を支給する。	市 団体
		移住定住促進事業 内容：Uターン者等への移住定住支援 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、移住希望者等への情報提供、移住体験ツアー等を行うことにより、地域や産業の担い手を確保し、集落の維持を図る。	市 団体
		大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業 内容：大学生等への新幹線通学費助成 必要性・効果： 高校卒業後、進学に伴う転出者数が多いことから、市内学生が新幹線を利用して通学する際の費用を助成し、地元定着を図る。	市
		Uターン等修学資金返済支援事業 内容：Uターンする若者への修学資金返済支援 必要性・効果： 人口減少対策として若者の地元定着を目指し、地元就職の促進及び若者人材の確保を図るため、修学資金の返済金の一部等を助成する。	市
		空き家活用事業 内容：空き家の取得、家財処分費助成、空き家バンク運営 必要性・効果： 市内の空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進による人口増加及び地域の活性化を図る。	市 団体

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

利用者ニーズを検証し、適切なサービスと施設規模を確保するとともに、中長期的に必要な施設は、機能・設備の充実を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

当市の農家数は、昭和 60 年には 5,000 戸を超えていましたが、平成 2 年には 4,559 戸、平成 17 年には 2,993 戸、平成 22 年には 2,573 戸、平成 27 年には 2,071 戸、令和 2 年には 1,580 戸と年々減少の一途をたどっています。耕作に適した平地が少なく、山間急傾斜地が多いなどの地形的条件から、1 戸当たりの経営耕地面積が小さく、稲作を中心とした兼業農家が大半を占め、コスト高な経営形態となっています。さらに、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の年代が令和 2 年には 88%を占めるなど、農業者の減少・高齢化が進行し、農業経営の担い手確保や地域で支える営農形態の構築が急務となっています。

また、サル、イノシシ、ハクビシン等の鳥獣による農作物の被害が多く見られることから、農作物被害の拡大防止を図る必要があります。

今後は、新規就農者を含む多様な担い手の確保・育成により、持続可能な産業構造への転換を図るとともに、生産基盤の整備、農地の集積・集約化やスマート農業の導入による効率的な経営と農林水産物の高付加価値化、販路の拡大等を促進し、収益性の高い経営体の育成を図る必要があります。

中山間地域の農地は急傾斜や区画面積が狭小など、生産条件が不利であるため、耕作放棄地が増加し、生産性や災害防止等の農地が持つ多面的機能が低下しており、農地を保全し、農業生産及び農地の多面的機能の維持・確保を図る必要があります。

林業では、令和 2 年の林野面積が約 6 万 ha で、林野率は 81.2%と高くなっています。

森林は木材を供給するだけでなく、国土の保全、水源のかん養、保健・文化・教育的利用の場の提供、多様な動植物の保全、地球温暖化防止への寄与などの多面的機能を有しており、市民生活に潤いと豊かさを提供していますが、採算性の低下による木材産業の停滞や森林管理の担い手の減少と高齢化、森林所有者の世代交代などに伴い、管理の行き届かない森林が著しく増加するなどの課題を有しています。

このため、生産活動の採算性を向上させ、森林施業の担い手の育成を行いながら森林所有者の経営意欲の喚起を図るとともに、地元産材の利用促進を積極的に行い、持続的な林業経営と適正な森林整備を推進し、今後も、森林の持つ保水機能をはじめとした多面的かつ公益的機能の持続的な発揮を確保していく必要があります。

当市には、第 3 種漁港である能生漁港をはじめ筒石、鬼舞、浦本、大和川、親不知、市振の 7 漁港を有し、令和 5 年における漁獲量は 1,869 t と県内でも屈指の漁獲高を上げています。

しかし、漁業を取り巻く状況は、水揚げ量の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足による就業者の減少などにより、経営が悪化する傾向にあり、今後も効率的な漁業体制の確立が課題となっています。

さらには、農山漁村間や都市との交流・連携などにより、農山漁村の活力の向上に期待が寄せられています。

農家戸数、農業就業者数、経営耕地面積の推移

区 分	農業戸数 (戸)	自給的 農家 (戸)	販売農家			経営 耕地面積 (ha)	1戸当り 経営耕地 面積 (ha)
			専業農家 (戸)	第1種 兼業農家 (戸)	第2種 兼業農家 (戸)		
昭和55年	5,607	—	367	720	4,520	3,348	0.60
昭和60年	5,078	—	393	458	4,227	2,984	0.59
平成 2年	4,559	1,424	274	206	2,655	2,590	0.57
平成 7年	4,086	1,372	284	228	2,202	2,294	0.56
平成12年	3,460	1,264	301	147	1,748	1,955	0.57
平成17年	2,993	1,276	360	98	1,259	1,566	0.52
平成22年	2,573	1,157	350	65	1,001	1,539	0.60
平成27年	2,071	963	265	77	766	1,463	0.71
令和2年	1,580	737			843	1,435	0.91

資料：農林業センサス

林野面積の推移

区 分	総数 (ha)	国有 (ha)	民有(ha)			
			計	独立行政 法人等	公有	私有
平成12年	60,958	12,426	48,532	276	6,545	41,711
平成17年	61,044	12,411	48,633	524	6,408	41,701
平成22年	61,013	12,388	48,625	281	6,640	41,704
平成27年	61,011	12,388	48,623	525	6,599	41,499
令和2年	60,593	12,382	48,211	295	6,629	41,287

資料：農林業センサス

漁船、漁業従事者等の推移

区 分	漁業経営 体数	漁船数	海上作業従事者数(人)
昭和53年	253	332	700
昭和58年	265	337	609
昭和63年	194	257	494
平成 5年	173	224	418
平成10年	150	188	329
平成15年	136	184	299
平成20年	114	162	225
平成25年	81	114	180
平成30年	73	103	158
令和5年	62	75	116

資料：漁業センサス

漁獲量(t)
5,434
6,084
5,121
4,474
4,148
3,859
3,232
2,952
2,447
1,803

資料：平成30年まで海面漁業生産統計調査
令和5年新潟県県水産課提供

イ 鉱工業

当市は、資源利用型の化学工業、窯業・土石製品製造業を基幹産業の一つとして発展してきました。新型コロナウイルス感染症や原材料価格の高騰、エネルギーコスト上昇などの影響を受けながらも、各企業は生産工程の効率化や付加価値化に取り組み、製造品出荷額等は緩やかな回復基調にあります。

市内中小製造業においては、下請企業が多く、大手企業の経営動向に業況が左右されやすいため、日頃からの技術革新や生産工程の改善などによる経営基盤の強化を図り、市場の創造と開拓のため、産学官連携、産産連携、農商工連携などの機会づくりの強化が重要となっています。このため、中小企業向け制度融資の充実や企業への情報提供、アドバイス等の支援に向けて、市内外の関係機関との連携のもと、支援体制の更なる機能強化が求められています。

また、現下の景気状況では、新規企業の誘致も厳しい状況であり、企業の本社機能等の移転や既存企業の関連企業や新規企業等の立地に向けた情報収集を行い、継続的な誘致活動を行う必要があります。

製造業事業所数、従業者数等の推移

区 分	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
令和元年	86	3,715	14,127,062
令和2年	81	3,717	13,766,402
令和3年	78	3,545	14,088,133
令和4年	86	3,928	14,525,325
令和5年	84	3,769	16,200,555

平成28年～令和3年:経済センサス-活動調査

平成29年～令和2年:工業統計調査

令和4年、令和5年

※ 従業員4人以上の事業所の数値を掲載

ウ 商業

当市の商業は、近隣都市への消費者の流出やインターネットショッピングの普及などにより、既存商店の売上、商店数及び従業員数は年々減少しています。

市民生活を支える地元商店、まちの顔としての商店街など、生活基盤に不可欠な要素として期待される一方、経営者の高齢化による商店街の空き店舗対策や商店の後継者問題は、商業振興の大きな課題となっています。

地域経済の活性化と持続のため、新規創業者を増やすための取組や既存商店を守るための事業承継の取組が求められています。

商店数、従業者数等の推移

区 分	商店数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
平成16年	773	3,717	7,158,843
平成19年	709	3,492	6,541,946
平成24年	563	2,787	5,676,300
平成26年	521	2,806	5,800,700
平成28年	512	2,882	5,992,600
令和3年	461	2,702	5,212,600

資料: 商業統計調査、平成24年のみ経済センサス-活動調査

エ 観光又はレクリエーション

当市は、山岳・溪谷・温泉・海浜・河川などの豊かな自然資源、文化財・名所旧跡などの文化的資源、「盆栽の王」と呼ばれる糸魚川真柏、さらにはヒスイやフォッサマグナなど国際的な価値を有する地質・鉱物資源に恵まれているとともに、農林水産物や様々な味覚、四季折々の祭りや伝統行事等、豊富な観光資源を有しています。

これらの資源を核とした糸魚川ユネスコ世界ジオパークを地域のブランドとして位置付け、多様な観光振興策を展開しています。

観光入込客数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年度には大きく減少しましたが、令和5年5月の第5類移行後は回復傾向を見せ、令和5年度には190万人台まで増加しています。

ジオパークや北陸新幹線糸魚川駅を核として、国内外に向けて糸魚川の魅力を発信し、ジオパークの大地とそこから育まれた観光資源の魅力アップを図るとともに、観光客が利用しやすい環境を整え、ハード面の整備やソフト事業の取組強化に努める必要があります。

観光客入込数の推移

(単位: 人)

区 分	温泉	自然景観	名所・旧跡	文化施設	産業観光	まつり・イベント	海水浴	スキー	登山など	その他レク施設	合計
平成27年度	242,150	90,090	29,430	476,830	1,084,590	285,310	145,930	57,140	28,590	47,040	2,487,100
平成28年度	236,290	80,860	43,860	408,950	1,006,630	200,490	154,790	58,580	24,900	47,520	2,262,870
平成29年度	225,370	73,330	48,390	376,190	935,570	217,300	137,680	52,450	28,660	42,750	2,137,690
平成30年度	218,010	80,110	45,290	463,680	986,160	209,440	136,520	54,470	27,650	41,690	2,263,020
平成31年度	187,990	88,870	54,780	435,470	971,320	209,480	123,780	32,610	28,550	44,630	2,177,480
令和2年度	107,370	45,790	33,250	276,480	572,870	9,630	58,380	34,860	13,580	49,350	1,201,560
令和3年度	123,610	37,290	34,080	318,210	638,980	7,500	71,340	36,680	19,280	53,120	1,340,090
令和4年度	116,320	51,020	43,170	437,660	804,500	89,830	96,700	39,780	20,170	48,420	1,747,570
令和5年度	126,750	51,850	46,200	481,130	847,020	160,570	98,820	39,220	17,540	40,450	1,909,550
令和6年度	122,970	52,260	47,240	439,000	876,710	143,930	79,950	46,600	17,790	38,730	1,865,180

資料: 商工観光課

オ 雇用環境

当市の有効求人倍率は高止まりの状況が続いており、企業が求める人材の確保が困難な状況となっています。地域経済の発展に向けて労働力の確保は最重要課題であり、現

下の雇用情勢に対応した雇用対策や、就職の希望がありながら就職できていない人に対して、就業支援の強化が求められています。

市内高校生の地元就職者は、生徒数の減少や進学志向の高まりにより減少するとともに、企業と求職者の希望職種の不一致や女性が希望する職種の不足などにより、市外での就職が増加傾向にあります。地元就職、U I ターン就職促進のためには、学生を中心に市外在住者に対する就職情報等の提供や地元で初めて就職した者に対する資金面からの支援が必要となっています。

また、企業が求める人材の確保と育成のため、資格取得や研修費用の助成に加え、今後は、企業の採用力向上と認知度向上に向けた取組の促進を図る必要があります。

一般職業紹介状況

区 分	A		求職		有効 求人倍率 B/D 倍	就職件数 E 人	就職率 E/C %
	新規求人 A 人	有効求人数 B 人	新規求職者 C 人	有効求職者 D 人			
令和2年度	2,998	8,038	1,449	4,975	1.62	655	45.2
令和3年度	3,418	9,645	1,509	5,439	1.77	664	44.0
令和4年度	3,685	10,359	1,628	5,743	1.80	774	47.5
令和5年度	3,410	9,479	1,606	6,380	1.49	765	47.6
令和6年度	3,597	10,153	1,461	5,657	1.79	705	48.3

資料：ハローワーク糸魚川、商工観光課

(2) その対策

ア 農林水産業

(7) 農林水産業の活性化

- ・農業においては、安定した営農を継続するため、意欲的な農業者や新規就農者、また、地域農業の核となる法人などの生産組織の拡大と定着を目指します。
- ・鳥獣による農作物への被害の拡大防止を図るため、防護柵設置等の取組を支援します。
- ・農山村地域の活性化促進や農業生産の向上、農村地域の環境整備を図るため、農業生産基盤整備を推進します。
- ・林業においては、林業事業体の経営安定を図り、林業就業者の確保、育成及び定着を促進するとともに、施業・経営の集約化を推進し、効率的な林業生産活動を支援します。また、森林施業のコスト縮減を図るため、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入支援により、計画的な造林・保育・間伐等を行い、健全な森林環境の整備を推進します。
- ・市内の伐期を迎えた人工林の利用促進や広葉樹の活用研究など地場産材の利用拡大を図ります。
- ・水産業においては、次世代を担う青年漁業者の育成強化と組織づくりを進め、経営の安定化と省力化を図るとともに、種苗放流事業の効率的な運営を推進し、地域の実態に即した魚種の増殖事業や将来にわたり持続できる経営体制づくりを

促進します。

- ・漁港機能の強化を図るため、地域の特性をいかした漁港施設の整備を推進するとともに、水揚げから出荷までの品質・衛生面での管理を行うため、衛生管理対策の取組を促進します。

- ・就業体験や食のイベント等による交流人口の拡大と農山漁村の活性化を促進します。

(イ) 地域物産開発と地産地消の推進

- ・農業においては、米の品質向上をはじめ、越の丸茄子、日本なし「新碧」など特産農産物の生産体制の拡大、品質の保持向上、販路拡大を支援します。

- ・林業においては、消費者ニーズを的確に把握し、川上・川中・川下の連携・協働による高品質・低コストの実現や消費市場の拡大に向けた取組を支援するとともに、木造・木質化の普及啓発を図り、効率的な地場産材の生産・保管・流通・加工体制の連携・強化を支援します。

- ・水産業においては、鮮度の保持、品質の向上による消費者に信頼される食材の提供や新たな水産加工品の開発、種苗放流事業等の取組を支援します。

- ・糸魚川産の食材を積極的に取り入れている飲食店・小売店を「糸魚川市地産地消推進店」に認定し、地産地消の取組を推進します。

- ・ジオの恵みである糸魚川産農林水産物の生産振興と消費拡大、高付加価値化等による収益性向上を図ります。

イ 鉱工業

- ・既存企業の活性化と競争力の強化を図るため、引き続き道路や港湾等の基盤整備を推進するとともに、新製品の開発、異分野への進出や業態転換など、企業の経営の革新を支援するため、産官学連携、農商工連携などの促進を図り、企業と大学をはじめとした国、県及び民間の経営・技術支援機関との連携強化に努めます。

- ・デジタル技術の活用（DX）や脱炭素化（GX）への対応、人材の確保・育成が今後の競争力確保の鍵となることから、行政や支援機関による伴走型支援体制の充実を図ります。

- ・新技術や新商品の開発を促進するため、見本市・展示会・商談会等への出展や参加を支援します。

- ・企業経営の安定のため、国の経営安定化施策の制度周知と景気状況に対応した制度融資の充実に努めるとともに、商工団体と連携し、企業と経営支援専門機関との連携強化の促進を図ります。

- ・企業の本社機能等の移転について提案、促進に努めるとともに、市内誘致企業への支援活動や、市出身者や企業の取引先などの縁やつながりを大切にして、既存企業の関連企業や新規企業等の立地に向けた情報収集を行い、継続的な誘致活動を展開します。

ウ 商業

- ・商店経営を支援するため、商工団体と連携して、経営の安定化等に関する研修機会を提供するとともに、商業者が利用しやすい融資制度や支援の仕組みづくりを促進します。
- ・商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する事業等に対して補助を行います。
- ・新たな商業への取組を促進するため、創業支援補助の充実を図るとともに、商店街の後継者対策のため、商工団体や金融機関等と連携して円滑な事業承継を支援します。
- ・市内消費の拡大と地域経済の循環促進のために、新たな決済サービスとしてデジタル地域通貨「翠ペイ」の利活用を推進します。

エ 観光又はレクリエーション

(7) 観光資源の活用と地域振興

- ・ユネスコ世界ジオパークのブランドをいかし、各観光資源を結び付けて観光の魅力を高め、リピーターを増やす取組を促進します。また、県外及び県内の観光拠点との広域的な観光ルートの整備を促進し、交流人口の拡大を図ります。

(4) 誘客・宣伝活動の促進

- ・観光PR活動を充実・強化するとともに、各種メディアやデータ分析等を活用して観光客のニーズに対応したより効果的な情報発信と誘客を行います。
- ・都市圏住民や旅行業者に対する観光PR活動を実施します。

(7) 受入態勢の充実

- ・市民が当市の歴史・文化・自然などのすばらしさを理解し、観光客に地域の魅力を発信できるようにするため、情報提供と意識啓発を図り、地域全体で観光客へのおもてなし向上を図る取組などを進め、ジオパークガイドの育成や案内の充実、観光施設の整備など受入態勢の整備に努めます。
- ・ワンストップ窓口としての観光協会の組織体制の充実を図り、観光ニーズに即した施設整備を進めるとともに、点在する観光資源を有機的に結びつけるための二次交通の整備に取り組みます。
- ・外国人の観光客が当市の観光を楽しめるように、様々な誘客活動を行います。

オ 雇用環境

(7) 雇用環境の整備

- ・勤労者福祉を増進するため、労働団体が行う相談活動や勤労者福祉活動を支援します。
- ・地元就職を促進するため、関係機関と連携し、市内外の就職希望者に対する市内企業の情報提供を充実させます。

・就労に制約がある方への就労機会を創出し、時間にとらわれない多様な働き方を推進します。

(イ) 人材の確保と育成の支援

- ・地元就職、U I ターン就職を促進するため、企業説明会の開催、企業見学会の実施及び企業でのインターンシップの受入れを促進し、市内企業に対し積極的な採用の促進を働きかけます。また、就職資金貸付制度の継続・充実に努めるとともに、関係機関と連携し、就職情報の提供を行います。
- ・国、県及び関係機関が実施する合同企業説明会や採用に係る支援制度の情報提供を行います。
- ・市内企業が求める技術を取得した人材を育成するため、職業訓練校の活動支援に努めるとともに、従業員の派遣研修や資格取得について支援します。

カ 他の市町村との連携

産業の振興施策の実施は、周辺市町村や姉妹都市などの都市交流を行う市町村との連携に努めます。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	稲作振興事業 機械施設整備助成	団体
		園芸振興事業 施設整備助成	団体
		県営中山間地域農業農村総合整備事業 区画整理等（大洞地区、谷根・出地区、根知地区、湯川内第2地区ほか）	県
		県営経営体育成基盤整備事業 区画整理（東海地区、あわら地区、川島・坂井地区、田中・中条地区ほか）	県
		農業用施設整備事業 農道橋整備（西川原橋、厚田橋、岩野橋 ほか）	市
		農業水利施設点検調査・計画事業 ため池整備	市
		農村活性化施設管理事業 市振臨海公園、焼山の里ふれあいセンター ほか	市
		作業道整備事業 森林作業道整備等	団体 市
		森林公園整備事業	市
	(2) 漁港施設	海岸保全施設長寿命化事業 市営漁港海岸	市
		漁港水域施設機能保全事業 市営漁港	市
	(5) 企業誘致	企業立地促進事業 企業用地取得助成	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光施設整備事業 蓮華温泉、高浪の池、親不知ビアパーク、マリンドリーム能生、曙橋 ほか	市
		グリーンメッセ能生整備事業	市
		シャルマン火打スキー場整備事業	市
		公園整備事業 能生海洋公園、名引山公園、美山公園ほか	市
		展望台周辺施設整備事業	市
		展望台・地下通路の整備	市
		森林公園整備事業 大和川森林公園	市
		糸魚川真柏BONSAI・CSプロモーション事業	市
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	ジオパーク推進事業 各ジオエリアの解説板更新、修繕 内容：各ジオエリアの解説板更新、修繕 必要性・効果： 解説看板等の更新及び修繕をおこなうことで、ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくりを行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、地域の自立及び活性化を促進する。	市
		人材ゲット&ステップアップ促進事業 内容：資格受験料助成、大型運転免許等取得支援補助ほか 必要性・効果： 勤務者や学生等の能力開発・向上のため、国家資格や技能検定等の受験料や受講料を助成する。また、市内企業の人材を確保し、安定的な雇用の拡大を図るため、大型免許等の取得促進に取り組む企業に対し、教習料等の一部を補助する。	市 団体
		雇用促進事業 内容：企業説明会、企業見学バスツアー、インターンシップ促進補助等 必要性・効果： 若者への企業情報の発信を強化するため、市内企業の企業説明会等を支援します。	市

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
糸魚川市全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

利用者ニーズを検証し、適切なサービスと施設規模を確保するとともに、中長期的に必要な施設は、機能・設備の充実を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

市内全域において、高速インターネット利用環境を整備するとともに、地上デジタル放送難視聴が解消されました。今後は、施設及び機器を計画的に更新する必要があります。

市内全域の住民や企業が情報通信技術の恩恵を享受できるようにするため、利便性の高い行政情報や行政サービスの提供システムを構築し、地域公共ネットワーク等の利活用を促進することが課題となっています。行政情報を迅速に広く配信するため、スマートフォン等を活用した情報手段の活用を進める必要があります。

交流人口の拡大促進に向けて、ジオサイトや観光施設等の携帯電話不感地区の解消と居住地区の携帯電話感度不良の改善を進める必要があります。

(2) その対策

- ・地域コミュニティ活動及び情報伝達を安定的に行うため、有線テレビ放送設備及び機器の計画的な更新を行います。
- ・多様なネットワークを利用し、防災やコミュニティ情報、各種行政手続等の利便性の高い行政情報や行政サービスを提供します。
- ・携帯電話不感地区の解消を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	有線テレビ施設整備事業	市
		情報通信施設整備事業	市
		有線テレビジョン放送施設 防災行政用無線施設	市
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	デジタル活用推進事業 内容：統合型地理情報システム共用地形図の整備 必要性・効果： 統合型地理情報システムの共用地形図を整備することにより、市民と行政の情報の共有化を進め、幅広い分野で利活用し利便性の向上を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

定期的に点検、診断等を実施し、その履歴を蓄積し、老朽化対策に活用するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 市道及び国・県道等

当市の東西方向には日本海沿いに一般国道 8 号が走り、これと並行して北陸自動車道が整備されており、南北方向には当市と長野県大町市を結ぶ一般国道 148 号が走っています。これらの幹線道路は、市民生活はもとより、地域間交流や経済活動の動脈として大きな役割を担っています。

一般国道 8 号は、国道 8 号糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間はいまだ迂回路もなく、越波や交通事故等により長時間にわたり全面通行止めが発生するなど、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。

また、青海～親不知間は、雨量事前通行規制区間が存在し、北陸自動車道との同時通行規制による集落等の孤立や、洞門等主要構造物の老朽化等の課題を抱えていることから、別線ルートによる抜本的な対策が必要であり、親不知道路の早期の工事着手が求められています。

一般国道 148 号は、観光、物流面において、長野県のみならず首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ重要な路線であります。異常気象時の通行規制区間が依然として残っており、更なる整備が必要であるとともに、抜本的な対策として松本糸魚川連絡道路の整備が急務であり、事業化に向けた取組を精力的に進める必要があります。

県道は、市内の主要地域を結ぶ重要な幹線道路であり、市民生活と地域経済活動にとって不可欠な機能や役割を担っているため、未改良区間の早期整備が必要です。

市道は、これらの幹線道路と市内各地域・集落を結ぶほか、集落内道路及び集落間道路として道路交通網を形成し、市民生活を支えています。

市内の主要幹線道路でもある広域農道や集落間道路には未整備区間があり、地域産業の活性化や集落間の連携、観光アクセス等に支障があるため、市内の各地域を結ぶ主要幹線道路や市民生活に密着した市道など、便利で安全な道路網の体系的な整備が求められています。

市道橋については、令和 7 年度現在、535 橋の管理を行っており、うち 50 年以上経過した高齢橋りょうは 45% ありますが、20 年後には 84% となります。今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想され、橋の適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要となります。また、トンネル等においても、経年劣化や損傷が進んでおり、計画的な補修が必要となっています。

都市計画道路については、令和元年度末現在 21 路線約 36.4km が都市計画決定されており、市街地の交通の円滑化、防災機能の確保、住宅環境の向上を図っています。平成 25 年度には計画から長期未着手となっていた路線の見直しを行い、令和元年度末現在の完成延長は約 29 km、完成率は約 80.6% となっています。計画継続となった未着手路線については、引き続き整備を進める必要があります。

農道・林道は、農林産物の生産性向上と経営の合理化のためには欠くことができず、

また、交通需要の変化や集落間の移動に対応するための重要な道路ですが、当市は山間急傾斜地が多いため、建設費がかさみ、その整備に長期間の年月を費やしています。

農道橋・林道橋については、令和7年度現在、70 橋の管理を行っており、うち 50 年以上経過した高齢橋りょうは 22.9%ですが、20 年後には 75.7%となります。

今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想され、橋の適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要となります。また、トンネル等においても、経年劣化や損傷が進んでおり、計画的な補修が必要となっています。

令和6年度末の整備状況は、農道は 492 路線 257,384m、林道は 68 路線 228,535m ですが、舗装率が農道では 45.5%、林道では 66.8%といずれも低いため、大雨や融雪時には路面流出がみられ、早期の舗装が望まれています。

広域農道は山間地に点在する農地や集落間を有機的に結ぶ道路として、また、広域基幹林道は広域的な森林開発や国県市道の迂回路機能として大きな期待がかけられています。

姫川港は、海上物流の拠点として地域産業の発展とともに資源循環型社会の構築に大きな貢献をしています。今後もより一層の企業の利用促進及び大規模な自然災害にそなえた港湾機能の強化が必要となっています。

道路の整備状況

管理区分	道路種別	実延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)	舗装済延長(km)	舗装率(%)
国	一般国道	49.4	49.4	100.0	49.4	100.0
県			24.04	24.04	100.0	24.04
	主要地方道	1.17	1.17	100.0	1.17	100.0
	一般県道	129.95	102.31	78.7	127.15	97.8
市 道		843.63	437.83	51.9	608.72	72.2
合 計		1048.19	614.75	58.6	810.48	77.3

資料:建設課(令和6年度末、一般県道は令和5年度末)

姫川港の貨物取扱量の状況

(単位:t)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
輸・移入	1,698,281	1,573,030	1,533,619	1,465,135	1,149,156	1,082,330
輸・移出	2,843,335	2,623,069	2,488,575	2,294,184	2,071,486	1,559,145
計	4,541,616	4,196,099	4,022,194	3,759,319	3,220,642	2,641,475

資料:商工観光課

イ 交通確保対策

鉄道については、北陸新幹線金沢～敦賀間が令和6年3月に開業しましたが、北陸地域と関西・関東地域を結ぶ北陸新幹線の全線開通は、当市の発展に極めて重要な役割を担うものであり、フル規格での早期全線整備に向けた運動を展開していかなければ

ばなりません。

えちごトキめき鉄道及びＪＲ大糸線は、高校生を中心とする通学者等の日常生活に欠かせない輸送機関となっていますが、モータリゼーションの進展と沿線人口の減少等により利用客が減少しております。えちごトキめき鉄道については、生活利用に加え観光利用も含めた地域との連携により、また、ＪＲ大糸線については、長野県側との連携による観光利用の強化により、利用促進と利便性の向上を図る必要があります。

路線バスにおいても、鉄道同様に利用者数が減少していますが、利用者の声を反映したダイヤの改正など、利便性と効率性の向上に向けた取組を事業者と連携しながら進めており、また、路線バスが運行していない地域においては、コミュニティバスや乗合タクシーの運行を実施して移動手段の確保に努めています。路線バス、コミュニティバス及び乗合タクシーは、いずれも、利用者のニーズに対応した運行形態が求められており、これらの利用促進を図るとともに、地域住民が公共交通を守り育てる意識の醸成も必要となっています。

当市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしており、とりわけ冬期間の交通の確保は、地域社会の安定を図る上で重要な課題となっています。このため、今後とも道路除雪、融雪施設の整備など道路交通の確保をはじめ、地域ぐるみの克雪対策に力を入れるとともに、中山間地域や建物密集地域など、状況に応じた冬期間の交通確保対策に努めなければなりません。

(2) その対策

ア 市道及び国・県道等

(7) 広域幹線道路網等の整備

- ・環日本海時代の交流進展と北陸新幹線敦賀延伸による拠点性を高め、首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備と、国道８号の糸魚川東バイパス、親不知道路の整備促進に向けた取組を強化します。
- ・幹線道路に接続する市内の交通ネットワークを維持し、利便性が高く安心して暮らせる日常生活の確保、点在する観光地へのアクセス機能の向上、生産活動の活性化等を図ります。

(4) 市道等の整備

- ・計画的に道路交通網を整備するため、交通ネットワークビジョンに基づき、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- ・都市計画道路においては、姫川港と松本方面とのアクセスの改善を図ります。
- ・市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- ・修繕費の平準化や、コストの縮減を図るため、「予防保全型」管理に移行した

橋りょうやトンネル等の道路施設の適切な維持管理の手法として包括的民間委託を導入し、計画的な整備を進めます。

(ウ) 港湾の整備

- ・物流拡大による地域の産業振興と資源循環型社会に大きな役割を果たす姫川港の港湾施設整備を促進するとともに、国が進めるサーキュラーエコノミーポート（循環経済拠点港湾）に向け機能の強化を図ります。
- ・埠頭用地不足を解消するため、背後地の利用計画を策定し、姫川港の利用拡大を図ります。

イ 交通確保対策

- ・地域発展のため、敦賀以西の北陸新幹線フル規格での全線整備、開通に向けて関係機関へ働きかけます。
- ・えちごトキめき鉄道及びＪＲ大糸線については、市民の利用促進、利便性の確保に努めるとともに、沿線自治体や鉄道事業者と連携した観光利用の強化に向けた取組を進めます。
- ・令和３年３月に開業したえちご押上ひすい海岸駅周辺のまちづくりを見据えた取組を進めます。
- ・地域の暮らしの足を確保維持するために、地域公共交通計画に基づき、生活交通の確保維持に必要な支援のほか、公共交通の担い手の確保、自動運転や MaaS、キャッシュレス設備の導入をはじめとする新技術・デジタル技術の実装による交通 DX、社会の要請に応える車両への転換をはじめとする交通 GX の推進を通じて、公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高める取組を進めます。あわせて、自家用有償旅客運送の活用や地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用を含む、地域の支え合いによる共助型の移動サービスの実現に向けた仕組みの構築やオンデマンド交通を活用し、誰もが自由に移動できる地域の実現を目指す取組を進めます。
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械等の整備・更新、既存融雪施設の適正な維持管理を行うとともに、山間地集落における幹線沿いの共同駐車場の整備支援など総合的な冬期間の交通確保対策を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道道路	市道仙納筒石線	市
		市道能生浜通り線	市
		市道大和川海浜線	市
		市道田屋見取線	市
		市道大原5号線	市
		市道成沢川島線	市
		市道大排水路線	市
		市道湯川原線	市
		市道押上竹ヶ花線	市
		市道汐見線	市
		市道蓮台寺線	市
		市道大野糸魚川1号線	市
		市道火打山梨の木線	市
		市道平山線	市
		市道西山線	市
		市道東平線	市
		市道糸魚川押上線	市
		市道港南明星線	市
		市道京ヶ峯中央線	市
		市道根小屋栗山線	市
		市道能登観歩道線	市
		市道蓮華線 ほか	市
		融雪施設整備	市
	橋りょう	長寿命化修繕事業 山王橋、下倉宮下橋、虫川橋、田海中川原橋、大雲寺陸橋、市振跨線橋ほか	市
	その他	道路ストック修繕事業 道路、橋りょう照明灯のLED化	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(2) 農道	農業用施設整備事業 農免農道保全対策工事 須川下倉線	市
		農道橋保全対策事業 保全対策（厚田橋、岩野橋ほか）	市
	(3) 林道	県営林道開設事業 放山線、海沢線	県市
		市営林道開設改良事業 高浪線、寺山平線、俎山線、梶山線、大久保線、橋立上路線、山姥線、須川線 ほか	市
		林道施設保全対策事業 山之坊線2号沢橋、入山線落石防護柵、入山線大菱橋ほか	市
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	えちごトキめき鉄道支援事業	法人
		えちごトキめき鉄道設備大規模更新支援事業	法人
	(8) 道路整備機械等	除雪機械整備事業	市
		克雪地域づくり除雪機貸与事業	市
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	生活交通確保対策事業 内容：路線バス運行費、コミュニティバス運行助成、車両購入費助成ほか 必要性・効果： 通学や通院等の市民生活に不可欠な生活交通を確保するため、運行費助成等により生活交通の維持を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

定期的に点検、診断等を実施し、安全確保に努め、点検、診断等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。また、長寿命化計画により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

令和6年度末における水道普及率は99.1%に達しており、全市を対象とした水道施設整備はほぼ完了しています。今後は、経年劣化や地震対策のため、計画的な施設の更新が必要です。また、災害時における水道施設の被害と市民生活への影響を最小限に抑える対応力の強化が求められています。

市域の大半が中山間地域であるため、地区ごとに公営、組合営等による水道事業が営まれ、区域ごとに水道料金が異なり、施設管理の水準にも差が生じています。

また、組合営等の水道区域では、人口減少と高齢化が更に進み、給水収益の減少による経営の悪化、施設管理や水質管理の低下が危惧されており、将来にわたって安心して暮らせる生活を確保するためには、地域の実態にあった支援が必要となっています。

水道の給水状況の推移

区 分	総人口 (人)	給水人口 合計 (人)	上水道 (人)	公営 簡易水道 (人)	組合営 簡易水道 (人)	専用水道 (人)	飲料水 供給施設 (人)	普及率 (%)
平成17年度	50,807	49,824	37,176	6,186	4,623	330	1,509	98.1
令和2年度	41,010	40,583	32,006	8,267	61	130	119	99.0
令和3年度	40,171	39,751	31,493	8,006	61	130	61	99.0
令和4年度	39,377	38,966	31,006	7,724	59	120	57	99.0
令和5年度	38,419	38,009	30,394	7,405	53	120	37	98.9
令和6年度	37,617	37,274	29,899	7,159	53	118	45	99.1

資料:ガス水道局

イ 下水道施設

昭和63年3月に能生地域で公共下水道の供用が開始されて以降、各地域で公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水が供用開始となり、個別処理方式の浄化槽を合わせた令和6年度末現在の汚水処理人口普及率は96.8%、水洗化率は98.0%となっています。

公共下水道の面的整備はおおむね完了しましたが、市街地の宅地化や開発行為等に伴う整備が今後も必要です。また、集合処理区域外においても公共浄化槽の普及促進に努め、引き続き公共水域の水質保全や住環境の向上を図る必要があります。

供用開始から30年以上が経過し、下水道処理場をはじめとする施設の老朽化に伴う故障等により修繕費用の増加が見込まれるため、計画的な施設の更新や適正な維持管理が必要です。

近年、国内では大規模な地震が発生しており、下水道施設が被災した場合、公衆衛生や生活環境など市民生活に重大な影響を及ぼすため、施設の耐震対策を図る必要があります。

浸水防除の面では、市街地における農地の宅地化など土地利用状況の変化に対応し

た雨水排水施設の整備が求められています。

汚水処理施設の普及状況の推移

区 分	総人口 (人)	処理人口 合計 (人)	公共 下水道 (人)	農業集落 排水 (人)	漁業集落 排水 (人)	合併 浄化槽 (人)	普及率 (%)
平成17年度	50,807	44,725	36,833	2,380	1,876	3,636	88.0
令和2年度	41,010	39,457	34,324	1,584	594	2,955	96.2
令和3年度	40,171	38,697	34,968	278	558	2,893	96.3
令和4年度	39,377	37,986	34,333	272	530	2,851	96.5
令和5年度	38,419	37,126	33,603	271	503	2,749	96.6
令和6年度	37,617	36,401	32,973	268	479	2,681	96.8

※平成23年度までは外国人を含まない。

資料: 下水道処理人口普及率調査

※合併浄化槽の利用人口は、下水道及び集落排水施設を利用できる区域外での利用人口。

ウ 環境保全と資源循環社会

当市は、2つの国立公園と3つの県立公園をはじめ、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。しかし、ごみの不法投棄や外来種の移入などによる良好な自然環境を損なう行為や現象が見受けられ、自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進などにより、自然環境の保全に向けた新たな取組が求められています。

ごみの減量化と再資源化に対する人々の関心の高まりにより、市民1人当たりのごみ処理量はほぼ横ばい状況で推移していますが、市、市民及び事業者の連携の下にごみの排出抑制及び再利用によるごみの減量化と適正処理を推進し、更なる減量化に努めていく必要があります。

ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理施設の安定的な施設の稼働と適正処理に努めていく必要があります。

し尿処理施設については、公共下水道等の普及や人口減少により処理量が年々減少していくため、効率的な運営に向けた整備が必要です。

快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態把握に努めていく必要があります。

一方、ツキノワグマなどの野生動物が人家付近に出没するようになり、人的被害が懸念されるため、効果的な被害防止策の構築を図る必要があります。

また、市内にある2つの斎場は、糸魚川市斎場については適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図る必要があります。能生火葬場については老朽化が著しく、令和8年度末をもって廃止することとなっています。

当市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしています。高齢者世帯の増加に伴い、自宅から公道までの除雪や屋根雪処理が困難な世帯が増加しており、特に中山間地域における地域社会の安定を図る

上での課題となっています。

さらに、雪を利活用した産業、観光の振興やレクリエーション活動等の実施により、誘客や健康づくりの推進が必要となっています。

ごみ処理状況の推移

区 分	処理計画 人口(人)	処理人口 (人)	年間 総排出量(t)	年間 総収集量(t)	内訳(t)		
					可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
平成17年度	50,807	50,807	19,734	19,734	13,975	1,281	4,478
令和2年度	41,783	41,783	15,782	15,782	12,338	504	2,940
令和3年度	41,010	41,010	15,534	15,534	12,268	463	2,803
令和4年度	39,963	39,963	15,208	15,208	12,156	386	2,666
令和5年度	39,057	39,057	14,318	14,318	11,440	360	2,518
令和6年度	38,176	38,176	13,952	13,952	11,411	223	2,318

資料:環境生活課

エ 消防防災・防犯

当市は、脆弱な地質と急峻な地形のため、土石流災害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。市民の生命や財産を守るため、国、県、企業等と連携し、迅速かつ的確に対応できる消防・防災などの危機管理体制づくりと日常の備えが必要です。

近年の災害は、強大な台風や線状降水帯などの影響により、激甚化する傾向があり、早めの避難行動や災害時避難行動要支援者への対応など、市民・地域が一体となった自助・共助の取組の推進が求められるほか火災予防等の消防力の強化と迅速かつ的確な消防活動が必要となっています。

また、核家族化、過疎化、高齢化等の進展により、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能の低下と、子どもや高齢者などのより弱い立場の人に対する被害への不安が強まっています。防犯組合連合会を中心とした、地域、家庭、各種団体などとの地域防犯ネットワークの充実を図りながら、防犯意識の醸成や、学校や地域の防犯パトロール強化、迅速な情報提供と啓発、事後対策など安全・安心な環境整備に取り組む必要があります。

自主防災組織の組織率

区 分		平成17年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	組織率(%)	21.5	86.9	87.6	86.8	88.6	88.7
	組織数	22	81	81	82	83	83
	世帯数	3,759	15,067	15,116	14,905	15,167	15,053
うち 能生地域	組織数	13	38	38	39	39	39
	世帯数	975	2,649	2,627	2,650	2,631	2,595
うち 糸魚川地域	組織数	9	33	33	33	33	33
	世帯数	2,784	10,512	10,528	10,281	10,313	10,273
うち 青海地域	組織数	0	10	10	10	11	11
	世帯数	0	1,906	1,961	1,974	2,223	2,185

資料:消防本部(各年4月1日現在)

消防力の状況

区分	消防職員数(人)	消防団員数(人)	消防ポンプ自動車(台)					その他の車両(台)			
			普通車	水槽付	はしご付	化学車	水槽車	その他	救急車	指揮車	救助工作車
平成17年	93	1,165	4	3	1	1	1	7	5	1	1
令和2年	90	1,001	4	2	1	1	1	8	5	2	1
令和3年	91	959	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和4年	90	923	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和5年	91	881	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和6年	90	849	4	2	1	1	1	5	6	2	1

区分	小型動力ポンプ付積載車(台)	その他のポンプ(台)	水利施設(箇所)			
			消火栓		防火水槽	ブール井戸等
			地上式	地下式		
平成17年	78	5	329	137	329	34
令和2年	75	6	551	156	350	23
令和3年	74	5	557	156	351	23
令和4年	72	5	554	156	353	23
令和5年	72	5	554	156	354	23
令和6年	71	5	555	155	354	23

資料:消防本部(各年4月1日現在)

オ 住宅・宅地の整備

当市は、市営・県営・若者世帯向け等を含めて約 480 戸の公営住宅等を有していますが、人口減少等の社会状況の変化により入居率が約7割に通減しており、各住宅の住民コミュニティの希薄化や空き住戸の取扱い等が課題であります。また、老朽化による修繕費が増加傾向にあり、計画的な大規模修繕や補修等が必要となっています。

一方、近年大地震が多く発生している状況から、建物の耐震性に対する関心が高まっており、当市でも公共施設をはじめ住宅の耐震化に取り組んでいく必要があります。

カ 未利用公共施設の管理

老朽化に伴う移転や少子化・過疎化の進行による学校その他公共施設の統廃合等により、未利用の公共施設が増加していることから、倒壊や飛散、火災、防犯等を未然に防止するため、未利用公共施設を適正に管理する必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・安全で安定した水を供給するため、施設の健全度や耐震性、重要度、耐用年数を考慮した計画的な更新や耐震化を推進します。
- ・小規模水道など、人口減少が著しい地区の水道経営や施設管理を支援します。
- ・お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金や経営状況、水質の安全性に関する情報の公開を推進します。

イ 下水道施設

- ・公共水域の水質保全のため、公共下水道区域内においては市街地の道路整備や開発行為等に併せて污水管渠を整備し、集合処理方式以外の区域においては公共浄化槽の普及拡大に努めます。
- ・下水道施設の耐震化や予防保全的な改築更新により、施設の強靱化と維持管理の適正化に努めます。

ウ 環境保全と資源循環型社会

(7) 自然環境の保全

- ・自然環境を保全するため、広報活動により糸魚川ジオパークや国立公園等の優れた自然風景地の保護に対する関心と理解を促進し、不法投棄監視などの強化やオーバーツーリズムの防止を図ります。
- ・自然の豊かさを体感してもらうため、観察会等により自然とのふれあいを促進し、自然との共生についての市民意識の高揚に努めます。

(4) 循環型社会の形成

- ・ごみの減量化と資源リサイクルを促進し、当市の自然及び生活環境を保全するため、省エネルギーや環境に配慮したライフスタイルの普及・促進を図ります。
- ・ごみ処理施設の、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理施設の安定的な施設の稼働と適正処理を図ります。
- ・し尿処理施設の長寿命化計画に基づき、機器の更新・修繕を行い施設の延命化を図り効率的な運営に努めます。

(7) 生活環境の充実

- ・快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態を把握するとともに、環境保全に対する市民意識の高揚と行動する市民の増加に努めます。
- ・野生動物による人的被害を防止するため、野生動物に対する市民意識の向上と捕獲体制整備に努めます。
- ・糸魚川市斎場については適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図ります。

す。また、老朽化が著しい能生火葬場については令和8年度末をもって廃止し、解体・撤去することとします。

(エ) 克雪・利雪のまちづくり

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らせるようにするため、各集落や各地区における助け合いによる共同除雪体制の促進を図り、高齢者世帯等で自力での除雪等が困難な世帯への除雪支援を推進します。
- ・冬期間の入込客の増加や市民の健康増進を図るため、スキー場などを活用し、雪を利活用したイベントやレクリエーションを行います。

エ 消防防災・防犯

(ア) 防災・危機管理の推進

- ・災害に強いまちづくりに向けて、防災行政無線の適正な維持管理及び更新とともに、既存の無線系統のほか、IP 無線などを活用した通信経路の多重化を図ることで確実な情報伝達に努め、多様な災害に対応します。また、地域防災計画に基づいた避難場所等の確保や避難路の整備、要配慮者に対する支援や自主防災組織の活動の活性化など、地域防災力の向上と防災対策の充実に努めます。

(イ) 消防・救急体制の充実

- ・消防団の充実と強化を図るため、消防団の拠点化などの組織体制の整備と施設・装備を充実させるとともに、地域、事業所の協力により団員の確保に努めます。
- ・消防水利の充足率の低い地域の解消を図るため、消火栓及び地震に強い耐震性貯水槽の整備に努めます。
- ・消防車両の更新と救助資機材の整備を行い、万全な消防救急活動に備えます。
- ・応急手当の知識・技術の普及と心肺停止傷病者の救命率向上を図るため、市民の応急手当指導員及び応急手当普及員の育成を行うとともに、小中学校や高等学校、地域、事業所と連携し、AED（自動体外式除細動器）の設置促進と応急手当講習会等の開催により市民への知識・技術の普及に努めます。
- ・救急体制の高度化を図るため、高規格救急車の更新及び高度救命処置用資機材の配備を推進するとともに、救急医療機関との連携強化に努め、救急体制の高度化を図ります。
- ・全救急隊に救急救命士の複数配置を行うとともに、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上を図ります。
- ・消防活動を円滑に実施するため、指令システム、無線システムの整備に努めます。

(ウ) 防犯・交通安全対策の充実

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯組合連合会を核とし

て、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、地域防犯団体や警察署、学校等と連携を図りながら、地域住民による通学路等の防犯パトロールや不審者対策など「地域の安全は地域で守る」活動を展開します。

- ・交通事故防止のため、交通安全運動、交通安全思想の普及啓発、道路交通環境の整備等について、警察や交通安全協会など関係機関等と連携し、交通情勢の変化に対応した交通安全対策を推進します。

- ・交通事故防止や犯罪防止を図るため、街路灯の設置及び更新を促進します。

オ 住宅・宅地の整備

- ・物価高等による住宅困窮者や単身世帯の増加など、住宅のセーフティネットとして公営住宅の果たす役割は重要性を増すことから、計画的な長寿命化修繕を実施するとともに、若者世帯向け・高齢者向け住宅や目的外使用など空き住戸の利活用を図ります。

- ・地震災害における住宅の被害を軽減するため、住宅の耐震診断や耐震補強等を支援します。

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、経年劣化した公園施設のリニューアルを行い、安心して利用できる施設整備に努めます。

カ 未利用公共施設の管理

- ・地域住民の安全・安心の確保の観点から、倒壊や飛散のおそれがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設については、解体撤去を行うとともに、有利な財源の確保に努めます。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	水道施設整備事業	市
		簡易水道施設整備事業	市
	(2) 下水処理施設 公共下水道	汚水幹線築造事業	市
		汚水枝線築造事業	市
		汚水処理施設更新事業	市
		汚水処理施設更新事業（集落排水）	市
		浄化槽整備事業	市
	その他		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理・し尿施設 その他	し尿処理施設整備事業	市
		斎場管理運営費（糸魚川市斎場大規模改修事業） 内容：施設修繕及び空調・屋上防水等の設備の改修等 必要性・効果： 適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図る。	市
		斎場管理運営費（能生火葬場解体工事） 内容：能生火葬場の解体・撤去 必要性・効果： 火葬場という特殊な施設であるため、安心・安全・環境への配慮を最優先に工事を実施する。	市
	(5) 消防施設	消防水利整備事業 防火水槽、消火栓	市
		消防団施設整備事業 消防団格納庫整備	市
		消防車両等整備事業	市
		消防団積載車整備事業 小型動力ポンプ付積載車	市
		救助資機材整備事業	市
		高機能指令システム・無線システム更新事業	市
	(6) 公営住宅	市営住宅長寿命化事業	市
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	自主防災組織育成事業 内容：資機材購入、訓練活動費等の補助 必要性・効果： 防災活動の資機材購入や訓練活動への助成、リーダー研修等を開催することで、自発的な防災組織の結成、育成を促進し、地域防災力の向上を図る。	市
		鳥獣対策事業 内容：狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲等業務委託等 必要性・効果： 狩猟免許取得費用等を助成することで、有害鳥獣捕獲の担い手を育成し、有害鳥獣の個体数を調整し、人的被害の阻止及び農作物被害の減少を図る。	市
		防災・防犯 街路灯等設置事業 内容：街路灯のLED化の推進 必要性・効果： 生活道路の街路灯設置を助成することで、交通事故防止や不審者対策に対する防犯を高め、犯罪のない安全安全な生活環境を確保する。	市
		(8) その他	
		緊急防災・減災事業	市
		河川排水路改修事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

消防団施設は拠点化計画により再編を進め、公営住宅は長寿命化計画により長寿命化を図り、中長期的なコストの縮減、平準化を目指します。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

当市の就学前児童数は、年々減少傾向にあり、令和2年国勢調査の総人口に占める割合は3.2%となっています。少子化の進行は社会経済を支える生産年齢人口の減少を招き、地域社会の活力を低下させることが予想され、子ども一人一人の健やかな成長を基本として、安心して産み育てられる環境づくりが求められています。

当市における核家族世帯の割合は、令和2年国勢調査では全世帯の53.7%で、就労環境の変化などに対応した一時保育や延長保育、ファミリーサポート事業、学童保育、児童館の拡充が求められています。

また、保育園および幼稚園では、少子化の進行により園児数が減少しており、集団保育の継続が難しく、社会性の育成や多様な体験の提供など、質の高い教育・保育の実施に支障が出る可能性があります。また、園舎の老朽化が進み、安全性や衛生面での課題も生じており、持続可能な保育環境の整備が急務となっています。加えて、保育士や教職員の確保が難しい状況にあり、保護者の多様なニーズに対応する柔軟な保育体制の整備も求められています。さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てを支える機能が低下しており、保護者が育児に不安や孤立感を抱えるケースも増えています。児童虐待などにつながるリスクも指摘されており、気軽に相談できる体制の構築が重要な課題となっています。

次世代を担う子どもたちは、地域の宝であり、子育て世帯の経済的負担の軽減、生活リズム改善の取組を中心とした親子の健康確保や家庭での子育て支援の充実、保育園・幼稚園はもとより、学校、地域、企業、家庭及び関係機関で連携した取組が求められており、子ども一貫教育方針の下、子ども・子育て支援事業計画を推進し、地域全体で子どもを育むことが大切です。

就学前児童数（0～5 歳児）の推移

区 分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	61,488	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765
0～5歳児(就学前児童)数	4,940	3,221	2,781	2,562	2,233	2,013	1,629	1,309
就学前児童の比率(%)	8.0	5.7	5.1	4.8	4.5	4.2	3.7	3.2

資料：国勢調査

イ 高齢者福祉

当市の65歳以上の高齢者数は平成30年をピークに減少に転じており、令和2年国勢調査では高齢化率は40.0%となっています。また、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者世帯は増加、要介護及び要支援者は減少傾向にあります。

介護保険制度は、国において定期的な見直しが行われ、介護予防活動に重点を置くとともに、地域における包括的な支援体制を強化するため、当市でも中核機関として地域包括支援センターを設置しています。

要介護状態になっても、ニーズや状態の変化に応じて、適切なサービスが受けられ

るよう介護保険制度の安定的な運営を図っていく必要があります。

高齢者が生涯住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって、自立した生活を送るためには、高齢者の社会参加のための環境づくりや地域内で支え合う互助の体制づくりが必要であるとともに、高齢者の安否確認など、介護保険制度外の在宅福祉サービスの充実も求められています。

高齢者福祉施設は、今後の介護保険料への影響が大きいことや2040年以降は要介護及び要支援認定者が急減する見込みであることから、施設の新設や増設よりも大規模修繕による長寿命化や定員縮小も含めた施設改修、施設統合も視野に整備の方向性を定める必要があります。

また、高齢化の更なる進展により、高齢者をはじめとする交通弱者への公共交通支援、とりわけ通院手段の確保が求められています。

高齢者数の推移

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	61,488	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765
65歳以上人口（人）	8,183	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,702	16,404	16,296
うち 一人暮らし人口（人）	357	521	706	1,082	1,349	1,666	1,949	2,196	2,577
一人暮らし人口の65歳以上人口に占める割合（％）	4.4	5.7	6.5	8.5	9.4	10.8	12.4	13.4	15.8
高齢化率（％）	13.3	15.2	19.2	23.3	27.2	30.9	32.9	37.1	40.0

資料:国勢調査

ウ 障害者等福祉

障害者が、安全に安心して生活を送るためには、障害のある人もない人も、地域の中でお互いに尊重しあい、生き生きと社会活動に参加することができるよう、家族に対するケアを含めた継続性のある相談支援体制を強化し、就労支援や日中活動の場の提供、住まいの確保など福祉サービスの充実を図ることが重要です。

エ 市民の健康増進

若い世代から肥満や脂質異常症などの生活習慣病が増加しており、発症予防とあわせ重症化予防の取組が大きな課題となっており、食事を中心とした生活習慣の改善だけではなく、運動を取り入れた健康づくりが必要となっています。健康づくりを目的とした教室への参加者は増加し、健康づくりに対する意識はますます高まっており、健康づくりセンターを拠点として、地区公民館などでの事業の充実と、指導者の育成・確保が必要となっています。

市民一人一人が自分の健康は自分で守り、つくることを基本とした、意識づくりときっかけづくりを推進する必要があります。

各種健康診査の受診率向上を図り、これまで以上に生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を進めるとともに、早期発見、早期治療を推進していく必要があります。

さらに、高齢者の自殺者が多いことから、関係機関や地域が一体となって予防対策を推進していく必要があります。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ・育児相談や乳幼児の親子交流の場の提供などを行う地域子育て支援センターやファミリーサポート事業などを推進し、保育園・幼稚園、学校、地域、企業、家庭が連携し、地域社会全体で子育てを支援する体制を充実します。
- ・社会環境の変化に伴う保育需要の多様化に対応するため、園の適正配置と公立保育園の民営化を進めるとともに、延長保育、一時保育等の特別保育、休日保育、病児保育、学童保育などによる保育サービスの充実を図ります。また、子育て支援センターや能生児童館などの親子の居場所を維持し、子育て支援の拠点を強化します。
- ・子育てしやすい雇用環境づくりのための意識啓発を行い、子育てと仕事が両立できるように企業の理解と協力を求めます。
- ・子どもの医療費を無償化し、保育料や予防ワクチン接種費等の軽減を図るとともに、子育て支援施設や保育施設の配置と整備を総合的に検討し、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備を推進します。

イ 高齢者福祉

(7) 高齢者福祉の充実

- ・介護保険制度の安定的な運営を図り、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で共に支え合う仕組みづくりを推進します。
- ・住み慣れた地域での暮らしを支援するため、各種在宅福祉サービスを充実するとともに、路線バスやタクシー利用料金の一部を助成することで高齢者の外出を支援します。
- ・在宅生活が困難となった高齢者や介護者のニーズに対応するため、施設整備の方針を定め、施設サービスの維持・充実を図ります。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、フレイル（高齢者の虚弱状態）予防対策を強化します。
- ・介護従事者を確保するため、就学資金貸与や資格取得のための受講料等を支援します。

(4) 高齢者生きがいづくりの充実

- ・高齢者の生きがい対策として、老人クラブ活動や地域ボランティア活動、子どもや若者との世代を超えた交流活動など、地区自治会等と連携しながら、地域における支え合いの体制の維持・強化の取組を推進します。
- ・熟練労働者の知識や技能をいかすため、各種制度の周知、活用を促進するとともに、糸魚川市シルバー人材センターの活動を支援することで、経験や能力に応じた就業機会の拡充を図ります。

ウ 障害者等福祉

(7) 地域福祉の充実

- ・市民一人一人が福祉の担い手となるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動を促進し、地域社会における連帯感の醸成や相互扶助機能の充実など地域での自主的な取組を支援します。
- ・地域福祉活動の中核を成す社会福祉協議会の体制強化に努め、NPOをはじめボランティア団体、福祉団体及び企業等のボランティア活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

(イ) 障害者の自立と社会参加の促進

- ・障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、在宅福祉の充実やボランティア団体等の育成及び支援に努め、地域で支え合う体制づくりを促進します。
- ・建物や道路、歩道、公園等の整備に当たっては、障害の有無にかかわらず、誰もが安全で自由に外出や移動ができるようなまちづくりに努めます。

エ 市民の健康増進

- ・疾病予防のための意識啓発を行うとともに、早期発見・早期治療に結びつけるため各種健康診査を実施し、受診率の向上を図ります。
- ・運動や食生活の改善による健康づくりが地域に定着し、継続的に行われるよう、活動の機会を増やし、指導者・推進員を養成して健康づくり事業を推進します。
- ・高齢者うつ病への理解を含め、こころの健康づくりについての啓発を行い、地域での見守り支援体制の構築を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	市営保育所整備事業	市
		民営保育所等整備事業	法人
		児童館整備事業	市
	(3) 高齢者福祉施設 その他	認知症対応型共同生活介護施設整備事業 施設整備助成	法人
	(5) 障害者福祉施設 その他	能生地域活動支援センター	市
		こころの総合ケアセンター整備事業	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	妊娠アシスト事業 内容：不妊症・不育症の治療費助成 必要性・効果： 精神的、経済的に大きな負担がかかる治療を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。	市
		妊産婦支援事業 内容：妊産婦に対する健診費用、医療費助成 必要性・効果： 妊産婦の経済的負担を軽減し、市内での出生数の減少に歯止めをかける。	市
		子ども医療費助成事業 内容：子どもの通院費、入院費の助成 必要性・効果： 子どもの健康増進と福祉向上のため、子育て世代の負担軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進する。	市
		子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業 内容：インフルエンザ予防接種費用の助成 必要性・効果： 全額自己負担の任意予防接種の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病予防を促進する。	市
		高齢者おでかけ支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、70歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する	市
		高齢者運転免許証自主返納支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカード交付のいずれか 必要性・効果： 高齢運転者の交通事故防止を図るために運転免許証の自主返納を促進するとともに、自主返納後の暮らしを支援するため、運転免許を自主返納した高齢者に路線バスやタクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカードの交付を行う。	市
		一人暮らし安否確認事業 内容：緊急通報装置の貸与、見守り支援 必要性・効果： 緊急通報装置の貸与や地域コミュニティによる定期的に見守ることにより、孤独感を緩和し、安心・安全な在宅生活を確保する。	市
		移動販売支援事業 内容：中山間地域への買い物支援 必要性・効果： 点在する集落へ移動販売を行い、生活物資の提供や高齢者の安否確認をすることで、住み慣れた地域での暮らしを支援する。	市
		通院等支援サービス事業 内容：高齢者等の福祉タクシーの運行委託 必要性・効果： 歩行困難な高齢者等の通院等に使用する専用車両を委託することにより、世帯負担の軽減と在宅介護の環境向上を図る。	市
		介護従事者修学資金貸与事業 内容：就学資金の貸与 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、就学資金の貸与による支援を行い人材確保を図る。	市 団体
		介護人材育成支援事業 内容：資格受験料等の助成 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、資格取得のための受験料等を助成し、人材確保を図る。	市 団体
		障害者交通費助成事業 内容：路線バス、タクシー利用料金等の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、障害者に路線バスやタクシー、ガソリン等の交通費の助成を行うことにより、外出支援や社会参加を促進する。	市
	(9) その他	総合福祉会館改修事業	市
		駅北遊び広場整備事業	市
		全天候型子ども遊戯場整備事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

保育園等の統廃合など適正配置を進めながら、適切な管理方法を検討します。また、施設の特徴を考慮し、保健・福祉サービスの拠点としての機能を維持することとし、利用実態に応じて今後のあり方を定めるとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療

令和6年10月1日現在、当市には一般病院2施設、一般診療所28施設、歯科診療所15施設の医療機関があり、このうち公的診療所は小滝、根知、平岩及び能生国民健康保険診療所の4施設がありますが、令和4年12月末現在、人口10万人当たりの医師数は152.1人と新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

また、市内で働いている医師の年齢構成は、令和4年12月末現在、60歳以上が全体の約4割を占めており、高齢化に伴う診療所の廃業等が想定され、一人でも多くの医師の確保が必要となっています。

さらに、患者数の減少等による医療機関の経営悪化、高齢者の免許返納・独居の増加等に伴う通院手段の確保が課題となっています。引き続き、市内で安心して受診できる医療体制を確保するため、看護師や医療技術者の確保と医療機器の高度化も求められています。

人口10万人当たりの医師数の推移

区 分	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	令和6年
全国 (人)	226.5	233.6	240.1	246.7	256.6	262.1	未公表
新潟県 (人)	182.1	188.2	191.9	197.9	204.3	208.1	未公表
糸魚川市 (人)	182.1	132.9	140.1	163.9	144.7	152.1	未公表

※医療施設の従事者のみ

資料:健康増進課(各年12月末現在)

年齢別医師数

～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	平均年齢
9人	8人	9人	12人	15人	9人	51.8歳

資料:健康増進課(令和4年12月末現在)

イ 救急医療

当市の救急医療は、糸魚川総合病院において、開業医の協力による一次救急体制と24時間365日の二次救急体制が確保されていますが、開業医の高齢化等に伴い救急医療に従事する医師数の減少が危惧されています。

また、三次救急医療については、隣接する上越市に救命救急センターが設置されていますが、搬送に40分以上の時間を要し、救急患者に対する迅速かつ適切な対応が求められています。

(2) その対策

ア 地域医療

・安全・安心で身近な医療体制を維持・確保していくため、糸魚川総合病院を中心とした関係機関相互の連携強化を図るとともに、能生国民健康保険診療所をはじめ、地域医療の基盤整備に努めます。

・医師・看護師等確保のため、関係機関への医師派遣要望や県と連携した修学資金貸与、看護師確保対策事業などにより、医師・看護師及び医療技術者の地元就業を図るとともに、医療従事者が継続して働けるよう医療機関と連携した環境づくりを促進します。

イ 救急医療

・24時間365日の診療体制の確保・充実のため、糸魚川総合病院に対する二次救急医療体制維持に必要な支援を行うとともに、医師会の協力により開業医が糸魚川総合病院へ出務することで、休日夜間の一次救急医療における支援体制が確保されるよう努めます。

・救急病院での診療体制を維持するため、医師確保の取組を支援します。救急病院の機能を充実させ、より重症な患者の受入れもできるように、必要な施設・医療機器などの整備及び救急医療体制の維持確保に対する支援を行います。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療施設等設備整備事業	市
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	救急医療対策事業 内容： 休日夜間当番医制 （第一次救急医療体制の医師会への委託） 病院群輪番制病院運営 （救急病院に対する第二次救急医療体制維持に係る運営費補助） 救急告示病院運営 （救急病院に対する救急専用病床運営維持費補助） 必要性・効果： 24時間365日の診療体制を確保するため、医師会、救急病院の協力を得て、第一次・第二次救急医療体制を維持する。また、救急病院での診療体制を維持するための医師確保の取組を支援し、安全安心な医療環境を確保する。	市
	その他	医療人材確保対策事業 内容：医師、医療従事者を目指す学生へ修学資金貸与及び住居費支援、専門医及び研修医受入れ支援 ほか 必要性・効果： 医療従事者を確保するため、修学資金の貸与や住宅家賃の助成等により人材確保を図る。	市
		市内産婦人科確保対策事業 内容：市内産婦人科支援、妊産婦へのサービス経費補助 必要性・効果： 市内の産科医療を支援し、地域で安心して子どもを産み育てる環境を維持する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域医療の性質を踏まえ、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育・学校教育

平成 17 年度には児童数 2,642 人、生徒数 1,348 人でしたが、平成 27 年度は児童数 2,032 人、生徒数 1,127 人、令和 6 年度は児童数 1,469 人、生徒数 864 人と減少しています。また、0 歳児から 5 歳児までの人数を基に将来動向を推計すると、令和 12 年度には児童数 1,009 人、生徒数 675 人となり、学校の小規模化が更に進む見込みです。

近年では、平成 17 年度以降 6 か所で学校の統合を行いました。今後も、少子化が進行する中であっても、未来を担う児童・生徒にとってより質の高い教育環境を整える必要があります。

学校については、建設から 30 年以上を経過した施設が半数を占めており、施設や設備の不具合による修繕が多くなっているほか、教育環境の変化による改修の必要性が生じています。また、近年の猛暑対策として空調設備が必要となっていますが、特別教室や屋内運動場などでは整備が未完了となっており、安全な教育環境を確保する必要があります。

トイレについても、依然として和式便器が残っており、衛生面において問題が生じています。

今後、過疎化、少子化が進む中、郷土愛を育むため、ふるさと糸魚川に根ざした特色ある教育活動を拡充していく必要があります。幼稚園・保育園、小・中・高等学校において糸魚川ジオパークに関する学習を積極的に展開し、0 歳から 18 歳までの子どもの発達段階にふさわしい連続性を重視した「子ども一貫教育」の更なる充実が求められます。

さらに、子ども一人一人の学びを尊重するため、教育的ニーズに応じた相談体制や教育的支援の充実に努め、地域の理解と協力を得ながら、ともに歩み、ともに創る学校づくりを進めていかなければなりません。

併せて、食育を通じて郷土愛を育むため、安全で安心な学校給食の提供を継続していく必要があります。

児童・生徒数等の推移

区 分	小学校			中学校			特別支援学校		
	学校数	児童数		学校数	生徒数		学校数	児童生徒数	
		人数(人)	平成17年度 対比(%)		人数(人)	平成17年度 対比(%)		人数(人)	平成25年度 対比(%)
平成17年度	18	2,642	—	5	1,348	—	—	—	—
平成25年度	17	2,141	81.0	4	1,117	82.9	1	19	—
平成27年度	17	2,032	76.9	4	1,127	83.6	1	21	110.5
令和元年度	14	1,821	68.9	4	927	68.8	1	25	131.6
令和2年度	14	1,766	66.8	4	920	68.2	1	26	136.8
令和3年度	14	1,682	63.7	4	932	69.1	1	25	131.6
令和4年度	14	1,602	60.6	4	925	68.6	1	30	157.9
令和5年度	13	1,518	57.5	4	906	67.2	1	27	142.1
令和6年度	13	1,469	55.6	4	864	64.1	1	26	136.8
令和12年度 (推計)	12	1,009	38.2	4	675	50.1	1	—	—

資料：学校基本調査(推計は教育委員会調査)

イ 生涯学習

価値観の変化と多様化、ますます進む高齢社会、余暇の活用など、成熟した社会における市民の学習ニーズは細分化・高度化してきています。一方で、核家族・少子化の中、虐待や少年犯罪の増加などに見られるように、家庭での学びあいの意識が希薄となっており、家庭教育はもちろん、家庭を取り巻く地域の教育力の向上に大きな期待が寄せられ、これらへの取組が重要な課題となっています。

市民が心豊かに生活し、学びの中での自己達成を図り、家庭や職場・地域がともに活性化していくためには、社会教育を中心とした広範な分野からのアプローチが必要であり、さらに、生涯学習の重要性を認識し、取り組もうとする機運を高めていく必要があります。将来を担う人づくりの観点からも、生涯学習が果たす役割は大きく、ふるさとを愛する心の醸成とともに、多様化している個人の価値観やニーズに対応した柔軟な生涯学習機会の提供が必要です。

そのため、生涯学習施設の充実と施設の安全性の向上を図るとともに、既存施設の有効活用を図る必要があります。その中でも、図書館については、あり方検討の結果を踏まえた整備方針の策定と、市民のニーズを反映した蔵書資料の充実が求められています。

ウ 生涯スポーツ

健康でいきいきとした暮らしの実現のため、スポーツを通じた健康づくりや仲間との交流など多様なスポーツ活動に大きな関心が寄せられており、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりが求められています。

スポーツ施設については、屋内・屋外施設ともに整備・改修を実施しており、また、小・中・高等学校の体育施設を地域スポーツ施設として開放していますが、市民のスポーツ活動への要求に対応していくためには、施設の適切な維持管理と定期的な整備に努めなければなりません。

(2) その対策

ア 就学前教育・学校教育

(7) 子ども一貫教育方針に基づく教育の推進

- ・幼稚園・保育園から小学校への育ちや学び、小・中・高等学校間の一貫した教育活動を推進するため、教職員の交流や連携を図りながら、学びの連続性を充実させます。
- ・「ふるさと糸魚川」に愛着をもち、心豊かな子どもを育てるため、糸魚川ジオパークに関する学習を中核とした体験学習を積極的に展開します。
- ・一人一人の教育的ニーズに対応するため、教育相談体制や特別支援教育体制の充実に努めます。

(4) 教育環境の整備・充実

- ・質の高い教育環境と児童・生徒の安全安心を確保するため、施設の整備と適切な管理を行うとともに、施設の長寿命化のために必要な保全工事を行います。
- ・児童と生徒の安全で安心な教育環境の確保のため、教室の模様替えや空調設備の整備やトイレの改修を行います。
- ・教育効果の向上とより良い教育環境を確保するため、地域の状況を勘案して最適な教育環境について方向性を示し、教育環境整備を進めるとともに、統合に伴い必要となる校舎等の改修を行います。
- ・学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒の負担軽減のため、スクールバスの運行などによる通学の支援を行います。
- ・安全で安心な学校給食を継続して提供できるよう、給食施設や設備等を維持するとともに、地元産食材を生かし栄養バランスの取れた給食提供のために必要な支援を行います。
- ・通学路等防犯パトロールなどの防犯対策の充実に努めます。

イ 生涯学習

(7) 生涯学習体制の整備

- ・生涯各期にわたって、社会生活における必要課題・要求課題を的確に捉え、社会教育活動を推進するとともに、市民が学習できる機会と場の充実を図ります。
- ・地域の将来を担う心豊かな子どもを育むため、学校教育との融合や公民館・地域活動との連携を図りながら、家庭におけるよりよい親子関係づくりや幼児期からの体験活動、世代間交流を推進します。また、青少年の健全な人間形成を促進します。
- ・市民の読書活動の促進と市民の多様な学習要求に応じた図書館サービスの充実を図ります。

(4) 生涯学習基盤の整備

- ・生涯学習施設の充実と施設の安全性の向上を図るため、生涯学習センターや地

区公民館、集会施設、図書館等の施設整備を進めるとともに、誰もが気軽に集い、利用しやすい環境をつくるため、利用状況と利用者のニーズを把握し、施設のサービスの充実に努めます。

ウ 生涯スポーツ

(7) 生涯スポーツ活動の推進

- ・スポーツによる市民の健康づくりを図るため、誰でも気軽に楽しく参加できるレクリエーションスポーツ教室の開催など明るく活力に満ちた生涯スポーツ活動を推進するとともに、関係団体との連携によりスポーツ推進体制の強化を図ります。
- ・競技スポーツの競技力向上のため、スポーツ協会、学校教育団体との連携・支援に努めるとともに、指導者の相互連携や有名選手を招致したスポーツ教室などの開催に努めます。

(4) スポーツ環境の整備

- ・体育館等の老朽化に伴う施設整備とともに、美山公園内・名引山公園内のスポーツ施設の整備を進め、現有する各施設の有効利用と効率的な活用を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校改修事業	市
		中学校改修事業	市
		教育相談センター整備事業	市
	給食施設	学校給食施設整備事業	市
	(2) 幼稚園	市営幼稚園整備事業 青海地域の3園統合にかかる園舎整備経費等	市
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	地区公民館施設整備事業 空調設備の整備・更新、施設改修 ほか	市
		生涯学習施設整備事業 空調設備の整備・更新	市
		生涯学習施設整備事業 空調設備の整備・更新	市
		ふれあいセンター施設修繕事業	市
	体育施設	体育施設設備整備事業 糸魚川市総合体育館、能生体育館、亀が丘体育館 ほか	市
		公園スポーツ施設整備事業 美山陸上競技場、美山球場、美山テニスコート、美山グラウンドゴルフ場、美山多目的グラウンド、青海総合グラウンド、名引山テニスコート ほか	市
		健康づくりセンター整備事業	市
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	通学支援事業 内容：遠距離通学児童の生徒の交通費支援 必要性・効果： 学校統廃合に伴い児童、生徒の通学距離が延び、保護者の経済的負担が増えていることから、通学にかかる経費の助成による支援を行う。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設は、少子化に対応した適正な学級規模、運営体制に見直し、適正配置を進めるとともに、拠点となる学校については、適切な維持管理、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

博物館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、利用率、代替機能の可能性を考慮した上で、適切な機能の維持や充実を図ります。

また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

市内海岸部と山間丘陵地には多くの集落が点在しており、これらの集落の多くは住宅が山間の傾斜地又は山裾に散在しています。特に山間地の集落では、地すべり等の災害の危険性、冬期間の豪雪など生活環境の厳しさから、交通の便の良い平坦部や海岸部への転居、あるいは市外への転出による過疎化が続き、共同体としての消防、防災等の集落機能維持が困難となってきました。

このため、生活環境及び生産基盤の整備に努めるとともに、地域の実情に応じた自治組織への支援の在り方を検討し、地域課題に地域と共に向き合い、地域住民による自主的・主体的な地域づくりの促進が求められています。

また、公共施設や既存の施設の機能を活用し、さらに利便性向上につなげる取組を推進するとともに、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、安心して住み続けられ、かつ、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏を形成する必要があります。

(2) その対策

ア 自治組織・機能の充実

(7) 自治組織への支援

- ・地域担当や集落支援員を配置して、地域が主体的に取り組む活動に対して、必要な情報提供や相談体制の充実などを図り、自治組織を支援します。
- ・住民自治及び地域コミュニティ活動を推進するため、その活動の場となる地区集会所施設の整備に係る経費の一部を助成します。
- ・自治組織の活発な活動を促進するため、各地区の自主性をいかした地域づくり活動の拠点となる地区公民館との連携を図ります。
- ・自治組織の維持・活性化を図るため、草刈りや除雪などの作業を支援する集落サポーターを充実させ、集落機能の維持が困難となっている自治組織の活動を支援します。

(4) 地域づくりプランの策定とプラン実現への支援

- ・地域課題を解決するため、情報提供や相談体制の充実を図りながら、地域住民自らが、地域課題や地域の将来像、主な取組等を明らかにする「地域づくりプラン」の策定とそのプランに基づき、地域住民が自主的・主体的に実施する活動や事業を支援します。

イ 暮らしやすい生活圏の形成

- ・公共施設や既存の施設の機能を活用し、さらに利便性向上につなげる取組を推進するとともに、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、安心して住み続けられ、かつ、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏の形成を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	地域づくり支援事業 内容：地域づくりプラン策定・実現助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、今後の地域づくり活動等の具体的な取組を定めた地域づくりプランの策定及びプランに基づく事業の実施に係る経費を支援し、地区住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市
		まちづくりパワーアップ事業 内容：地域づくり活動助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材と財源の確保が難しい状況となっていることから、地域などが主体となり取り組む地域づくり活動の立ち上げを支援し、自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市
		地区集会施設整備助成事業 内容：施設整備、耐震診断、取壊し費用助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源を確保することができず、地域活動を維持できない状況となっていることから、まちづくり活動の拠点となる集会施設の整備を支援し、自治組織の活発な活動を促進する。	市
		若者会議支援事業 内容：若者同士の話し合いの促進 必要性・効果： 若者や女性を中心とした話し合いを促進し、若者たちが地域の発展に関わる仕組みを醸成する。	市
		若者の力地域活性化事業 内容：若者同士の活動支援 必要性・効果： 若者が取り組む企画の実現及び継続を促し、若者の力を活かした地域おこしを推進する。	市
		大学等連携地域活性化事業 内容：大学生等による地域活性化 必要性・効果： 大学等が地域住民と連携して行う活動により、外部人材を活かした地域活性化を促進する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当市には特有の歴史・文化遺産が数多く残り、また、世界に誇れるヒスイ文化、他に類を見ない豊富な岩石類、多様な動植物などの自然、この地にはぐくまれてきた伝統行事が多く残され、適切な保存と活用が求められています。

こうした文化遺産や資源に対する市民の理解を深めながら、適正な収蔵管理・保存、公開と活用の充実を図り、次世代へ継承していかなければなりません。

市内には、多くの伝統行事や古くからの風習・風俗が残されていますが、過疎化による人口減少や少子高齢化などから存続の危機に瀕しており、文化財の保存・継承に対する市民の意識醸成と、次世代への継承が喫緊の課題となっています。

芸術・文化の振興を図るため、鑑賞機会の拡充を図りながら、市民文化の発展と創造に努めるとともに、老朽化が進んでいる文化活動の拠点施設の施設管理及び整備が課題となっています。

フォッサマグナミュージアムは、地形地質・自然・文化を関連付けた学習を支援し、当市の貴重な地質資源の展示などを通じて文化の発展に寄与する中核施設となっていますが、施設の老朽化が問題になっています。さらに、所蔵資料の増加に伴い、資料の適切な管理と収蔵場所が確保されていないことが問題となっています。

また、フォッサマグナパークは、東北日本と西南日本を画する第一級の断層である糸魚川－静岡構造線（国天然記念物）が見学でき、日本列島の形成を学ぶことができる施設となっていますが、雨水等による断層露頭の浸食が問題となっています。さらに、枕状溶岩の野外展示の改良が求められています。

(2) その対策

ア 地域固有の歴史・文化の継承と活用

- ・文化財の適正な保存管理と積極的な活用を図るため、令和5年度に策定した文化財保存活用地域計画に基づき、文化財所有者、市民、事業者、行政の協働での「地域総がかり」により文化財を守り、活用し、伝える体制を築くとともに、歴史・文化による魅力ある地域づくりを行うための施策を推進します。
- ・文化財の適正な収蔵管理と、高齢化等により文化財の維持管理に不安を抱える所有者への支援を図るため、収蔵施設や所有者への支援のあり方の検討を進めます。
- ・貴重な伝統文化を次世代へ継承するため、地域の伝承、保存活動を支援するとともに、企画展や講座等の開催により市民への公開、啓発活動を行いながら、伝承、保存活動に対する市民の理解と協力を促進します。
- ・フォッサマグナミュージアムの施設維持のため、耐用年数に応じた施設と設備の更新を行います。
- ・フォッサマグナミュージアムが所蔵する資料の活用を図るため、収蔵能力の拡大と収蔵施設整備を検討します。
- ・糸魚川－静岡構造線の断層露頭の保全を図るため、看板等の整備による国指定の

天然記念物である旨の周知や、新たに策定するフォッサマグナパーク保存活用計画に基づく適切な維持管理や野外展示の改良を行います。

イ 芸術文化の振興

- ・市民の主体的な芸術文化活動を活性化させるため、関係団体等への支援を行い、芸術文化の普及と水準の向上を図るとともに、市民との協働による新たな芸術・文化の創造を目指します。
- ・市民の芸術文化の振興を推進するため、芸術文化活動や市民活動の拠点となる施設の有効活用を進め、施設の整備に努めます。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	硬玉産地整備事業 内容：ヒスイ原石監視設備、安全対策設備、ガイダンス設備、駐車場・トイレ整備等 必要性：効果： 硬玉産地の保護・保存と、来訪者の安全・利便性の向上が必要である。教育・研究の場や、糸魚川ジオパークの主要ジオサイトとして活用することにより、来訪者数の増加が見込まれる	市
		フォッサマグナパーク整備事業	市
		文化ホール施設改修事業 内容：海総合文化会館、ビーチホールまがたま、能生マリンホール 必要性： 芸術文化活動や市民活動の拠点となる施設の有効活用を進めるための計画的な保全管理	市
		博物館整備事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

文化ホールは、幅広い年齢層や様々なニーズに対応するなど有効活用に努めつつ、将来の人口規模に見合う施設規模、配置となっているか検証し、今後のあり方について検討するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

当市では、平成 26 年に第 1 次糸魚川市新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの取組を推進してきた結果、市内に多くの新エネルギー由来の発電設備が導入され、豊富な森林資源を利用した熱利用についても導入が進んできました。

また、平成 27 年にパリ協定が採択されて以降、国内外において新エネルギーに関する大きな動向の変化があり、令和 2 年には菅首相により 2050 年度までに「温室効果ガス実質ゼロ宣言」が表明されるなど、取組が活発になっています。

令和 2 年度に策定した第 2 次糸魚川市環境基本計画及び第 2 次糸魚川市新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーシステムの導入促進や、脱炭素セミナー、出前講座等を通じて、当市の環境や環境施策について周知するとともに、環境保全を実践する市民を増やす必要があります。

(2) その対策

- ・新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギーシステム設備などの公共施設での導入を推進するとともに、一般家庭や事業所への導入を促進します。
- ・新エネルギーとして活用できる恵まれた資源を最大限活用するため、エネルギーを地域内で生産し、地域内で消費する「新エネルギーの地産地消」を目指し、取組を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	新エネルギー導入支援事業 内容：太陽光発電設備、蓄電設備等設置、省エネ住宅推進補助 必要性・効果： エネルギーの地産地商に対する理解を深めるとともに、事業所や家庭での再生可能エネルギー導入の普及を図るため、新エネルギーシステム（太陽光発電、蓄電池等）の設置費を助成する。また、住宅の省エネ化を促進する取組を継続する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・就業支援金給付事業 内容：東京圏からの移住者への経済的支援 必要性・効果： 東京圏への人口の流出が進む中、東京圏から移住し、中小企業等に就職した場合などに移住支援金を支給する。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		移住定住促進事業 内容：Uターン者等への移住定住支援 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、移住希望者等への情報提供、移住体験ツアー等を行うことにより、地域や産業の担い手を確保し、集落の維持を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業 内容：大学生等への新幹線通学費助成 必要性・効果： 高校卒業後、進学に伴う転出者数が多いことから、市内学生が新幹線を利用して通学する際の費用を助成し、地元定着を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		Uターン等修学資金返済支援事業 内容：Uターンする若者への修学資金返済支援 必要性・効果： 人口減少対策として若者の地元定着を目指し、地元就職の促進及び若者人材の確保を図るため、修学資金の返済金の一部等を助成する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		空き家活用事業 内容：空き家の取得、家財処分費助成、空き家バンク運営 必要性・効果： 市内の空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進による人口増加及び地域の活性化を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	ジオパーク推進事業 内容：各ジオエリアの解説板更新、修繕 必要性・効果： 解説看板等の更新及び修繕をおこなうことで、ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくりを行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、地域の自立及び活性化を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		人材ゲット&ステップアップ促進事業 内容：資格受験料助成、大型運転免許等取得支援補助ほか 必要性・効果： 勤務者や学生等の能力開発・向上のため、国家資格や技能検定等の受験料や受講料を助成する。また、市内企業の人材を確保し、安定的な雇用の拡大を図るため、大型免許等の取得促進に取り組む企業に対し、教習料等の一部を補助する。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		雇用促進事業 内容：企業説明会、企業見学バスツアー、インターンシップ促進補助等 必要性・効果： 若者への企業情報の発信を強化するため、市内企業の企業説明会等を支援します。	市	施策効果が将来に及ぶ
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	デジタル活用推進事業 内容：統合型地理情報システム共用地形図の整備 必要性・効果： 統合型地理情報システムの共用地形図を整備することにより、市民と行政の情報の共有化を進め、幅広い分野で利活用し利便性の向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	生活交通確保対策事業 内容：路線バス運行費、コミュニティバス運行助成、車両購入費助成ほか 必要性・効果： 通学や通院等の市民生活に不可欠な生活交通を確保するため、運行費助成等により生活交通の維持を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	自主防災組織育成事業 内容：資機材購入、訓練活動費等の補助 必要性・効果： 防災活動の資機材購入や訓練活動への助成、リーダー研修等を開催することで、自発的な防災組織の結成、育成を促進し、地域防災力の向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
	防災・防犯	鳥獣対策事業 内容：狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲等業務委託等 必要性・効果： 狩猟免許取得費用等を助成することで、有害鳥獣捕獲の担い手を育成し、有害鳥獣の個体数を調整し、人的被害の阻止及び農作物被害の減少を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		街路灯等設置事業 内容：街路灯のLED化の推進 必要性・効果： 生活道路の街路灯設置を助成することで、交通事故防止や不審者対策に対する防犯を高め、犯罪のない安全安全な生活環境を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	妊娠アシスト事業 内容：不妊症・不育症の治療費助成 必要性・効果： 精神的、経済的に大きな負担がかかる治療を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		妊産婦支援事業 内容：妊産婦に対する健診費用、医療費助成 必要性・効果： 妊産婦の経済的負担を軽減し、市内での出生数の減少に歯止めをかける。	市	施策効果が将来に及ぶ
		子ども医療費助成事業 内容：子どもの通院費、入院費の助成 必要性・効果： 子どもの健康増進と福祉向上のため、子育て世代の負担軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業 内容：インフルエンザ予防接種費用の助成 必要性・効果： 全額自己負担の任意予防接種の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病予防を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		高齢者おでかけ支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、70歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する	市	施策効果が将来に及ぶ
		高齢者運転免許証自主返納支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカード交付のいずれか 必要性・効果： 高齢運転者の交通事故防止を図るために運転免許証の自主返納を促進するとともに、自主返納後の暮らしを支援するため、運転免許を自主返納した高齢者に路線バスやタクシー利用料金の助成もしくはデジタル地域通貨の使い切りカードの交付を行う。	市	施策効果が将来に及ぶ
		一人暮らし安否確認事業 内容：緊急通報装置の貸与、見守り支援 必要性・効果： 緊急通報装置の貸与や地域コミュニティによる定期的に見守ることにより、孤独感を緩和し、安心・安全な在宅生活を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		移動販売支援事業 内容：中山間地域への買い物支援 必要性・効果： 点在する集落へ移動販売を行い、生活物資の提供や高齢者の安否確認をすることで、住み慣れた地域での暮らしを支援する。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	通院等支援サービス事業 内容：高齢者等の福祉タクシーの運行委託 必要性・効果： 歩行困難な高齢者等の通院等に使用する専用車両を委託することにより、世帯負担の軽減と在宅介護の環境向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		介護従事者修学資金貸与事業 内容：就学資金の貸与 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、就学資金の貸与による支援を行い人材確保を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		介護人材育成支援事業 内容：資格受験料等の助成 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、資格取得のための受験料等を助成し、人材確保を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		障害者交通費助成事業 内容：路線バス、タクシー利用料金等の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、障害者に路線バスやタクシー、ガソリン等の交通費の助成を行うことにより、外出支援や社会参加を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	救急医療対策事業 内容： 休日夜間当番医制 (第一次救急医療体制の医師会への委託) 病院群輪番制病院運営 (救急病院に対する第二次救急医療体制維持に係る運営費補助) 救急告示病院運営 (救急病院に対する救急専用病床運営維持費補助) 必要性・効果： 24時間365日の診療体制を確保するため、医師会、救急病院の協力を得て、第一次・第二次救急医療体制を維持する。また、救急病院での診療体制を維持するための医師確保の取組を支援し、安全安心な医療環境を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	通学支援事業 内容：遠距離通学児童の生徒の交通費支援 必要性・効果： 学校統廃合に伴い児童、生徒の通学距離が延び、保護者の経済的負担が増えていることから、通学にかかる経費の助成による支援を行う。	市	施策効果が将来に及ぶ
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり支援事業 内容：地域づくりプラン策定・実現助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、今後の地域づくり活動等の具体的な取組を定めた地域づくりプランの策定及びプランに基づく事業の実施に係る経費を支援し、地区住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		まちづくりパワーアップ事業 内容：地域づくり活動助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材と財源の確保が難しい状況となっていることから、地域などが主体となり取り組む地域づくり活動の立ち上げを支援し、自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		地区集会施設整備助成事業 内容：施設整備、耐震診断、取壊し費用助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源を確保することができず、地域活動を維持できない状況となっていることから、まちづくり活動の拠点となる集会施設の整備を支援し、自治組織の活発な活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	若者会議支援事業 内容：若者同士の話し合いの促進 必要性・効果： 若者や女性を中心とした話し合いを促進し、若者たちが地域の発展に関わる仕組みを醸成する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		若者の力地域活性化事業 内容：若者同士の活動支援 必要性・効果： 若者が取り組む企画の実現及び継続を促し、若者の力を活かした地域おこしを推進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		大学等連携地域活性化事業 内容：大学生等による地域活性化 必要性・効果： 大学等が地域住民と連携して行う活動により、外部人材を活かした地域活性化を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	新エネルギー導入支援事業 内容：太陽光発電設備、蓄電設備等設置、省エネ住宅推進補助 必要性・効果： エネルギーの地産地消に対する理解を深めるとともに、事業所や家庭での再生可能エネルギー導入の普及を図るため、新エネルギーシステム（太陽光発電、蓄電池等）の設置費を助成する。また、住宅の省エネ化を促進する取組を継続する。	市	施策効果が将来に及ぶ